

平成19年第2回豊後高田市議会定例会会議録(第2号)

## 議事日程〔第2号〕

6月13日(水曜日)午前10時 開会

開議宣告

日程第1 一般質問

## 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

## 出席議員(22名)

- |      |       |
|------|-------|
| 1 番  | 近藤紀男  |
| 2 番  | 成重博文  |
| 3 番  | 安達隆   |
| 4 番  | 尾上真一  |
| 5 番  | 山田秀夫  |
| 6 番  | 松本博彰  |
| 7 番  | 中山田健晴 |
| 8 番  | 河野徳久  |
| 9 番  | 明石光子  |
| 10 番 | 土谷力   |
| 11 番 | 村上和人  |
| 12 番 | 鴛海政幸  |
| 13 番 | 後藤龍太郎 |
| 14 番 | 安東正洋  |
| 15 番 | 北崎安行  |
| 16 番 | 川原直記  |
| 17 番 | 河野正春  |
| 18 番 | 山本博文  |
| 19 番 | 菅健雄   |
| 20 番 | 堂園慶吾  |
| 21 番 | 徳永浄   |
| 22 番 | 大石忠昭  |

## 欠席議員(0名)

## 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局長	増田正義
議事係長	清水栄二
書記	安藤雅俊
書記	近藤浩二

## 説明のため議場に出席した者の職氏名

市長	永松博文
副市長	都甲昌勲

会計管理者兼市参事兼会計課長

青野素久

市参事兼総務課長

佐藤良雄

市参事兼真玉市民センター長

北崎順一

市参事兼香々地市民センター長

小野俊久

市参事兼環境課長

水江義和

プロジェクト推進課長

中嶋栄治

財政課長

野村信隆

税務課長

河野清一

市民課長

河野三男

福祉事務所長

大園栄治

保健年金課長

尾造正直

子育て・健康推進課長

安東良介

農林振興課長

小野彰

農地整備課長

尾形雄治

建設課長

奥田秀穂

下水道課長

高瀬日出男

選挙管理委員会事務局長

安東道男

消防本部消防長

安藤義文

総務・法規係長

久保健一

秘書広報係長

川口達也

## 教育庁

教育長

都甲桂一

総務課長

安東洋義

学校教育指導室長

早田義司郎

議長(菅健雄君) おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

議長(菅健雄君) 日程第1、一般質問を行います。

この際申し上げます。

各議員の発言は申し合わせの発言時間内においてお願いいたします。

また、質問は通告に基づき行ってください。

なお、執行部は質問通告にない事項及び聞き取り時になかった事項について質問があった場合は、議長にお知らせください。

一般質問通告表の順序により発言を許します。

議長(菅健雄君) 16番川原直記君。

16番(川原直記君) おはようございます。新

6月13日

友会の川原直記でございます。

今回3点ほど質問させていただきます。

まず、最初に火葬場建設についてでございます。

かねてより、市長自ら、給食センターと火葬場建設に力を注ぐと市民に公約していただきましたように、市民も新しい火葬場を望む声を多く聞いています。たまたま、昨日議会終了後に、給食センターを見学できるということで参加させていただきました。立派な給食センターができて、今後は、うまい、職員の皆さんとともにうまく運営できることを願っております。

その火葬場建設でございますが、土地の選定におきまして、暗礁に乗り上げ建設が延び延びになっていることを聞いております。今回、5月の市報で火葬場の建設地の公募がありました。公募が載っております。その公募があった中で、実際にどのくらいの応募があったのか。また、それは個人なのか、地区なのか。また、今後、締め切りを待って、それをどういうふうな優先順位で検討するのか。また、公募がうまくいかなかった場合、早急に善後策を考えなければならないが、その対応や建設の見通しについてお伺いします。

次に、年金関係問題についてでございます。

数年前より、年金の未納やデータの入力ミスによる発覚で、最近のマスコミを最大賑わしておりますが、2002年4月以降、市町村に名簿の保管義務はないが、記録不備が問題になったため、社保庁は、昨年8月、保管継続を依頼したということでありました。そういったことが現実にこの高田市でもあったのか。また、調査時点で1,827市町村の内、191市町村で名簿を保管していないとの結果を公表しています。それに基づきまして、そういう依頼が昨年8月にあったか。また、本年5月11日まで1,827市町村の内に豊後高田市も入っているのか。

また、3市町で対応していた過去の記録を、当市ではすべて残っているのか。

また、最近、そういった問題で市の窓口相談者が増えているのではないかとと思いますが、その内容や年齢内訳等がわかればお聞きしたいと思います。

また、最後に、65歳を過ぎて公的年金がない方の処遇や対応について、市としてどのような考えがあるのかお聞きしたいと思います。

次に、道路未舗装の問題についてでございますが、これは、合併以前に、ある地区で、下水道工事が済

んで舗装したほうが、また新たに舗装を崩してするよりも下水道設置後にしたほうがいいのではないかと、まあ口約束というか、そういったことでした箇所が数箇所あったように聞いております。そんな中で、現在、真玉地区にも下水道が完備されたわけでございますが、そういった問題を抱えた箇所が何箇所かあったように聞いております。その辺を市長が現実にお聞きしてるのかどうか。せっかく市民がそういった市の経費の無駄使いを省こうと思いついて、そういった約束をしていたのではないかと思っております。そういったことが、合併後のいろんな不満や皆さんの気持ちにわだかまりが残っているのではないかと思っておりますので、そういったことに対しまして、今後どういった方法や皆さん住民に理解をしていただけるのか、その方法が市長等にありましたらお聞きしたいと思います。

1回目の質問を終わります。

議長（菅 健雄君） 市長永松博文君。

市長（永松博文君） 私からは、川原議員の火葬場建設についてお答えをいたします。

人生の終焉の場としてふさわしい新豊後高田市火葬場の建設は、市民の皆さんが強く要望しております重要な事業でございます。合併後の新市といたしましても、最重要施策として考えておりました。

現在まで、建設候補地に適した場所を選定して、市民の皆さんに一日も早くお知らせできるように最大限の努力をしてみいりましたが、残念ながら建設候補地につきましてご提示ができませんでした。このことにつきましては、市民の皆さんに本当に申し訳ないとそう思ってる次第でございます。

このようなことから、今後は、市民の皆さん方のお力を借りて建設に着手したいと思ひ、幅広く建設候補地のご提示をいただくために、市報において火葬場建設候補地の募集を行うことにいたしました。建設候補地の決定につきましては、応募がありました中から、有識者などで構成する火葬場建設候補地選定委員会にて議論をしていただき、今年度中には建設予定地を決定して、造成工事を行い、来年度には、火葬場建設工事が着手できるように、そういうふうな段取りで考えております。公募の状況等につきましては、担当課長のほうでお答えいたします。

その他のご質問に関しましては、担当課長に答弁させますのでよろしくお願ひします。

議長（菅 健雄君） 市参事兼環境課長水江義和君。

市参事兼環境課長（水江義和君） 火葬場建設についての公募の状況についてお答えいたします。

新しい火葬場につきましては、早急なる建設が必要であると認識し、これまで最重点事業として取り組んでまいりました。特に真玉地区内にて建設候補地を探し、地区住民の方々の相談会等を開催してまいりましたが、地区住民の方や地権者の方の同意を得ることができず、これまでの候補地につきましては断念してきたところでございます。

今回、5月の市報にて公募対象地、応募方法、選考方法等を付して、公募による建設候補地の募集を実施することにいたしました。公募の期間は、6月末までとしていますが、5月末までの火葬場建設候補地の募集に関しては、問い合わせなどが数件ありましたが、現在のところ自治会などからの応募はございません。

以上でございます。

議長（菅 健雄君） 保険年金課長尾造正直君。

保険年金課長（尾造正直君） 川原議員の年金関係についてのご質問にお答えいたします。

年金に関する相談につきましては、マスコミによる報道に伴い、ご自身の年金資格などを心配するあまり、窓口に来られる方、また電話による問い合わせが通常よりも多くなっておりまして、お答えできる範囲内での相談を実施しております。しかしながら、厚生年金加入期間があるなど、それぞれ個人差があり回答できない場合もございます。そのような場合には、市内通話料金で利用できる、相談専用の「ねんきんダイヤル」や、当市を管轄する別府社会保険事務所へ問い合わせをお願いしているところでございます。

ご案内のとおり、社会保険事務所におきましても、市民の不安を取り除くよう、相談時間の延長や相談専用のフリーダイヤルの開設など、相談体制の充実を図っていると伺っております。なお、相談内容につきましては、被保険者、受給権者から年金記録などの問い合わせと併せ、資格取得、喪失などの通常の相談内容であります。なお、相談件数等については集計はいたしておりません。

次に、記録についての質問にお答えいたします。

平成18年8月16日付けで、社会保険事務所から被保険者に関する記録の調査依頼がありまして報告しているところでございます。また、本年5月8日にも再度調査依頼があり大分社会保険事務局へ報告したところでございます。

なお、市町村における収納事務が廃止された平成13年度までの記録につきましては、旧市町において、それぞれ国民年金被保険者名簿を保管しているところございまして、過去の記録に対する問い合わせには、現在も資料として活用しているところでございます。

次に、年金のない方についてお答えいたします。

65歳になっても、公的年金を受給できない方につきましては、公的扶助を受けるか、国の制度改革がない限り対応できないと考えております。

以上でございます。

議長（菅 健雄君） 下水道課長高瀬日出男君。

下水道課長（高瀬日出男君） 川原議員の道路未舗装についてお答えをいたします。

特定環境保全公共下水道事業、真玉処理区の下水道事業は、平成13年度より事業に着手し、本年3月末に一部供用開始をしたところでございます。また本年度以降も整備を推進していく計画でございます。

ご質問の件につきましては、旧豊後高田市、旧香々地町につきましては、下水道工事に伴う復旧は原形復旧で実施してきたところであります。

旧真玉町につきましては、説明会時において、地元から下水道工事の際に里道を舗装するように要望があり、その時に舗装のお話をお約束をしているようでございます。旧真玉町の里道の舗装につきましては、旧豊後高田市、旧香々地町との均衡の問題もありますので、一定の基準を設け、実施の方向で検討してまいりたいと思います。

以上です。

議長（菅 健雄君） 16番川原直記君。

16番（川原直記君） それでは、2、3点お聞きしたいと思います。

最初に、火葬場建設についてでございます。

現在、応募をあくまでとということですが、まだ6月末で締め切りで、それを待ってからということではございませうけど、現実に応募地がありまして、公募したときに、その建設予定地があって、いまの市長の答弁では、来年度完成ということになっておりますけど、現状その土地が見つからということではございませうけど、現実には、やはり、1年半、2年かかるのではないかと感じておりますので、その辺の建設期間等の予定がございましたらお聞きしたいと思います。

また、応募も、現状ではなかなか市が思うような

6月13日

状態にはならないのかと思いますし、早急にまた違った方法も6月以後は考えられるのかその辺もお聞きしてみたいと思っております。

また、年金問題でございますけど、皆さん大変日々努力されて毎月かけておる状態だと思っております。そんな中で、あなたの年金が記録がないと言われたときのショックは大変なものだろうと思っておりますし、いま課長のお話では、過去のデータについては、合併の香々地、真玉、高田の資料は現存しとるということで、幾分安心感が持たれるのではないかと思いますので、また、ぜひその辺は、詳しく市報等でまた皆さんにお伝えいただければと思っております。

また、最後、道路未舗装の問題でございますが、私もそういった新豊後高田市の基準というのはわかっておりますが、せっかくそういった皆様方の市の財政を思いやる心で、口約束とはいえ、できたことで、ぜひそういったことでまたその地区だけでなく、そういったところも極力事業を進めていただければと思っておりますのでよろしく願いいたします。

それでは、最初の火葬場と年金のことについて再度お聞きします。

議長（菅 健雄君） 市参事兼環境課長水江義和君。

市参事兼環境課長（水江義和君） 火葬場建設の建設期間のご質問にお答えいたします。

今年度中に用地決定を行い、応募があった場合には、今年度中に用地決定を行い、造成工事にかかりたいと。それと、来年度中には本体工事にかかりたいと思っております。具体的な期日については申し上げられませんが、来年度中には本体工事にかかりたいと思っております。

それと、公募による応募がなかった場合の取り組みですが、建設候補地の再検討を行い、早期着工に向けて今後も努力してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（菅 健雄君） 保険年金課長尾造正直君。

保険年金課長（尾造正直君） それでは、川原議員の再質問なんですが、年金の記録簿が存在しているということで、市民が非常に市民に対する安心感を与える意味で、市報等への周知ということなんですが、それと併せてですね、社会保険事務所のほうからも、市民の不安を取り除くそういった市報等への掲載記事も掲載するように、社会保険事務所のほう

からも依頼されておりますので、そういったものと併せて対応してまいりたいというふうに思いますのでよろしく願います。

以上であります。

議長（菅 健雄君） 16番川原直記君。

16番（川原直記君） はい、火葬場建設につきましては、市長も約束していますように、非常に建設には大変な意欲がありますが、なにせいろんな制約がありまして難しいかと思っております。しかしながら、どなたも市民としては同じ気持ちだと思いますが、火葬場に行きまして納骨等するときに、また悲しみも増してくるような状態でございますので、ぜひとも早急な建設をお願いして質問を終わります。

議長（菅 健雄君） 一般質問を続けます。

6番松本博彰君。

6番（松本博彰君） 皆さんおはようございます。議席番号6番の松本博彰です。一般質問を2点させていただきます。

まず、1点目ですが、家庭用有料ごみ袋の広告掲載についてお聞きします。

新たな自主財源の確保の一つとして、家庭用有料指定ごみ袋に広告を掲載することはいかがでしょうか。これまでも、ごみ袋に広告を掲載している自治体は数例あります。東京都狛江市においては、広告料年間50万円、市報などで広告主を募集した結果、大手企業に決まり、順次広告入りの有料ごみ袋が市内に流通してるそうです。

自治体の有料指定ごみ袋は、企業にとっても信頼もあり、折込チラシより割安であること。また、広告内容が常に管理できるメリットがあるそうです。豊後高田市でも取り組む方針はないでしょうかお尋ねをいたします。

2点目でございますが、団塊世代の定住対策についてお聞きします。

団塊世代の先頭にあたります1947年生まれの人々が今年から多くの企業で定年退職を迎えます。1947年から1949年までの3年間に生まれた総数は約680万人にも達し、その方々を団塊の世代というそうです。都会に出ている本市出身のこの世代の人をふるさと豊後高田に定住してもらう対策はどのように考えていますかお尋ねをいたします。

議長（菅 健雄君） 市長永松博文君。

市長（永松博文君） 私から、松本議員の団塊世代の定住対策に対するご質問にお答えをいたします。

ふるさと帰郷などにより、都市に住居を持ってお

られる方々が本市に定住していただくということは、過疎化、高齢化が進行している我が豊後高田市にとりましては、単に人口の減少を抑制するということだけではなく、集落機能の維持や地域活性化の向上をさせる上から、大変有効な手段だとそういうふうに考えております。

近年、都市の暮らしにはない田舎における自然環境との共生や地域社会とのつながりによる暮らし、暮らしやすさ、都市居住者のふるさとへのふるさと回帰への憧れにつながっているとお聞きしたところでございますが、その意味では、本市では、1年を通じて温暖な気候と、海、山、川、そして、温泉といった自然環境に恵まれ、こうした自然から育まれる農産物や魚介類も豊かでありまして、田舎暮らしを希望される方々にとっては、大変魅力ある地域ではないかと考えております。

また、現在、整備中のケーブルネットワーク施設の整備が完了いたしますと、日本最高水準の情報通信環境が整い、市内全域で光ファイバーを使った多チャンネル放送や、高速インターネットサービスなど、田舎にいながらにして、都市と変わらない情報通信サービスを受けられることから、さらに本市の魅力アップにつながるものと考えております。

いままでに本市が実施しております定住対策といたしましては、まず、居住探しの支援といたしまして、市内の空き家を有効活用する空き家バンク事業を実施いたしております。空き家の持ち主や利用希望者を登録して、物件の紹介や業者の交渉をサポートするものでありまして、これまでに、1組の団塊世代の方を含む4組の方々に、本事業による仲立ちで定住をしていただきました。併せて、市内の真玉、香々地に住宅団地がまだ売れ残っておりますので、そういうことも紹介をさせていただいております。

また、団塊世代の方々の生きがい対策といたしまして、自然とふれあう農業への取り組みが重要であるという観点から、その受け入れ態勢として、農作業機械を持たない帰農定住者、帰ってきた人々に対してシルバー人材センターにトラクター等の農作業機械を買っていただいております。その農作業機械を使った作業援助、また市内の卓越した農業技術を有する方々に登録をしていただきまして、農業カリスマ制度が、それを活用して農業技術指導とか、また、農業講習会を開いて、そういうもので多様な担い手育成の事業を計画し実施しているところでございます。

次に、農地につきましても、市内の遊休農地の情報を登録いたしまして、貸し手、借り手等の斡旋などを通じて、遊休農地等の解消と地域活性化を図るための農地バンク制度を設置し、定住後の農業における総合的な支援体制を図っております。

さらに、昨年、高田高校や双国高校の本市出身の同窓生に対しまして、定住施策の紹介を行いまして、本市に、豊後高田に帰りませんか、というようなことで、本市への帰郷をお勧めをし、併せて、定年帰郷等に関するアンケート調査もさせていただきました。そして、本市へ定住希望する方々には、随時そのような定住情報を提供をいたしております。しかしながら、将来帰郷するとか、また、帰郷を考えてもよいという方々は、非常に少ないというのが現状でございます。

加えて、昨年12月に改正しました定住支援サイトに、定住対策や本市の生活基盤の情報等掲載し、インターネットを通じた情報発信を行い、都市に住む団塊の世代の退職者の方々が本市に住んでいただくために、必要な様々な情報提供を行うとともに、安心して定住していただける支援体制を、より一層促進してまいりたいと考えておるところでございます。

その他のご質問に対しましては、担当課長に答弁させますのでよろしく申し上げます。

議長（菅 健雄君） 市参事兼環境課長水江義和君。

市参事兼環境課長（水江義和君） 有料指定ごみ袋の広告掲載についてお答えいたします。

有料指定ごみ袋制度の導入につきましては、合併時に導入が決定されてから、議員を始め自治委員、廃棄物減量等推進員や多くの市民のご理解とご協力により、現在、有料指定ごみ袋使用によるごみ収集業務が順調に行われているところでございます。

有料指定ごみ袋制度導入にあたり、有料指定ごみ袋1枚当たりの作成コスト削減のため、ごみ袋の種類を、燃えるごみ、燃えないごみの兼用袋などを検討し、大45リットル25円、小30リットル15円の2種類とし、平成16年度準備用を含め、平成19年度までの3年間分を一括入札し単価契約を行っております。

有料指定ごみ袋の年間使用枚数は、平成18年度実績で、大73万260枚、小31万5,000枚、計104万5,260枚で、平成18年度作製枚数は、大92万4,000枚、小39万6,000枚、

6月13日

計132万枚と、平成18年度作製枚数に対する使用枚数比率では、約、大が79パーセント、小が79.5パーセントとなっております。

平成19年度に平成20年度以降の有料指定ごみ袋の作製委託を予定しておりましたが、現在の使用枚数で推計すると、平成17年度から平成19年度までの作製枚数分で、平成20年度分は賄える予定でございます。

議員の質問にあります、ごみ袋の広告掲載につきましては、ごみ処理経費を捻出する上で大変いい取り組みだと思っております。次回のごみ袋作製にあたりまして、できれば取り組む方向で考えてまいりたいと思っております。

以上でございます。

議長(菅 健雄君) 6番松本博彰君。

6番(松本博彰君) ただ今の2点につきまして、大変わかりやすいお答えをいただきましてありがとうございます。現実を見据えながら、実現に向けて努力していただきたいと思っております。

これをもって終わります。

議長(菅 健雄君) 一般質問を続けます。

1番近藤紀男君。

1番(近藤紀男君) 1番の近藤紀男です。おはようございます。通告に基づき一般質問を行います。

まず、初めに、小中学校での社会教育に使用する車、マイクロバスですが、この対応についてであります。

市町村合併前までは、周辺部の小中学校を主として、社会教育の際、福祉バスでの対応が一定程度できていたとお聞きしております。現在、社会教育事業の際には、福祉バスの利用ができないため、やむなく学校職員の自家用車に分乗し行っているのが現状であります。

職員の自家用車使用での公用と認められているのは公務出張等でありまして、こうした社会教育では、公用車扱いとはなっておりません。昨今、交通事故や災害が増加傾向にある中で、あってはならないことですが、もし事故や災害等に遭遇した際、公務であるのかかわらず、自分の保険、自らの責任補償などで対処しなければならず、学校現場に、社会教育の対応とともに不安が広がっていると思っております。

緊縮財政の中、福祉バス3台の内1台が廃止をされまして、現状2台となり、今年度より、まったく福祉バスの利用が学校行事等では使えなくなってお

ります。

そこで、教育委員会所轄の園児や児童を送迎する通園通学バス2台と福祉バス2台の空いている、そしてまた使用していない時間帯での利用ができないものをお尋ねをいたします。

次に、給食センターについてであります。昨日も議会終了後私も視察に行つてまいりましたが、食材の搬入から処理方法、調理部門の区分け、最先端の調理器具、機材と、そして、また隅々まで徹底した衛生管理、安心・安全な食材の管理など、何から何まで行き届いた素晴らしい施設であると思つました。

いよいよ9月から稼働となるわけですが、どんな食材や食器を使うのか、なかなか情報が入らないという声を聞いております。こうした素晴らしい施設だけに、提供される側、学校現場やPTA等の安心・安全な食材、食器等の提供について、事前の情報の周知の徹底を図っていただきたいと思つております。

次に、地産地消、地元の食材については、昨日の大石議員の議案質疑で触れられておりましたので割愛をいたしますが、これまで地元商店等が納入してきた食材は、今後どのような調達方法になるのかをお尋ねしたいと思います。

続きまして、ケーブルテレビ事業についてであります。

これまで自治会等を通じてケーブルテレビの申込書が配布をされておりますが、現時点での加入申込件数と、各地域で加入に向けた説明会が開催されてきておりますが、その説明会での反応、状況はどうであったかをお尋ねしたいと思います。

こう申しますのも、私もこれまで自分の地域での説明会や近所の方々、さらには知人や友人等に機会ある度に、加入するのか否かを聞いてまいりました。とりわけ、その中でも、高齢者世帯での意見としまして、新たな受信料の負担とともに、端末機の使用方法的不安や、多チャンネル放送の必要性等など、加入への後退的な意見を多く耳にまいりました。また、一方では、電話を頻繁に使用する商店主や、パソコンやインターネットを使用する方々の一部歓迎する声はあるものの、当初目標としていた加入率が大幅に下回るのはないかと危惧を感じずにはいられません。

そこで、加入促進に向けたさらなる取り組みが必要ではないかと考えますが、こうした現状を踏まえた今後の方針をお尋ねしたいと思います。

以上であります。

議長（菅 健雄君） 市長永松博文君。

市長（永松博文君） 近藤議員のケーブルテレビ事業についてのご質問にお答えをいたします。

今回のケーブルテレビ事業では、テレビの難視聴地域の解消はもちろんのことでございますけれども、ご家庭のテレビを通じて、各種行政、議会情報、地域のイベント情報のほか、地域の詳細なる防災情報などが見られるようになります。また、音声告知端末により、テレビで見えていなくても、緊急、それから防災情報の伝達は瞬時にできることから、災害時の被害を最小限に抑えることが可能となりますし、グループ告知、サービスによる、例えば自治会長さんの家から自治会のお知らせを一斉に放送することができるようになるため、自治会内の情報連絡も格段に便利になります。

また、通信の双方向性の機能を活かして、健康相談とか、それから安否確認システムを順次導入することによりまして、高齢者が安心して暮らせるまちづくりの実現を目指してまいりたいと思っておりますので、私どもとしては、特に高齢者の方々にはぜひ加入をしていただきたいと、そういうことを思っております。そういうようなもので値段設定もしたつもりでございます。

また、テレビ放送のデジタル化に対応しておりますので、ケーブルテレビの付加サービスにご加入していただければ、いまお使いのテレビをそのままお使いができる。新しく買うとか、またいろんなものをするということは、しなくていいということでございます。さらに、都市と変わらない情報、通信環境が整うということで、これは若者の方々には、非常に便利になるだろうと思っておりますし、そういう面で、インターネットが東京その他のところと同じように使えるということにもなります。

このように、今回のケーブルテレビは、地域の情報基盤と市民の方々のコミュニケーションを図る上で、これからなくてはならないものだと思っております。そういう面で、加入促進ということの中では、市民のためのもので、特に弱者の方々にどう入っていただくかということが、私どもの大きな命題だと思っております。そういう面で、何とかして市民全員の方にご加入いただきたいということでございます。

このため、特別加入申込期間を設けて、加入分担保金及び引き込み費用を全額免除するというのもさ

せていただいておりますし、また、市民税非課税の満80歳以上の一人暮らしの方の基本料、使用料も減額するというそういう制度も設けました。現在、出前説明会によって、市民の方々や各種団体への加入促進のご協力を随時お願いしておりますけれども、加入申込みの第1次集約後は、市職員全員により各戸への加入促進活動も行い、市民全員の方々にご加入していただきたいと思っております。

さらに、経済的な問題から、ケーブルテレビにご加入できない事例がないように、何らかの宅内工事費の助成等についても考えていきたいと思っております。そういう面で、議員の皆さん方のご理解とご協力をお願いしたいと思います。

その他ご質問につきましては、教育長並びに担当課長に答弁させますのでよろしく申し上げます。

議長（菅 健雄君） 教育長都甲桂一君。

教育長（都甲桂一君） 近藤議員の教育関係の2点にわたるご質問にお答えいたします。

まず、小中学校での社会教育に使用する車の対応でございますけれども、通園通学バスにつきましては、スクールバス運行及び利用に関する規則に基づき、運行に支障のない場合は、できる限り有効利用ができるよう努めてまいりたいと考えています。

また、福祉バスにつきましては、福祉バス運行管理規則により、使用の範囲が決められており、本来の目的である社会福祉活動への使用以外は、困難と思われませんが、各学校から利用希望のあった場合は、その目的や内容等を検討のうえ、担当課と協議をしてまいりたいというように考えています。

次に、新給食センターについてのご質問でございますけれども、新給食センター稼働時から、食器につきましては、すべて磁器食器に変更するとともに、箸やスプーン、お盆、トレー等を毎回回収し、衛生管理には充分配慮いたします。

さらに、調理場内におきましても、衛生管理の徹底を図るため、汚染エリア、非汚染エリアの区域を明確にするなど、衛生管理機器等を使用し、万全を期すような設計となっております。このような新給食センターについて、各学校、園への情報の周知は、校長園長会、さらに、PTA役員も参加している学校給食センター建設検討委員会と通して行っていますが、今後も必要な情報は随時お知らせしていきたいと考えています。

なお、6月の校長園長会において、新給食センターの視察も計画しているところでございます。

6月13日

また、現在食材を納入している地元業者からの食材調達につきましては、できるだけ地元業者からの納入がかなうよう対応していきたいと考えていますのでご理解賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

議長（菅 健雄君） プロジェクト推進課長中嶋栄治君。

プロジェクト推進課長（中嶋栄治君） ケーブルテレビ事業に関する質問についてお答えを申し上げます。

ケーブルテレビ事業に関する住民説明会につきましては、3月の22日から4月の25日にかけて、市内71箇所で行い、延べ2,100人の市民の皆さんにご参加をいただきました。また、その後、市の職員が出向いてケーブルテレビの説明を行う出前説明会も随時実施いたしており、6月8日現在で75箇所、延べ2,038人の参加をいただいております。両方合わせますと、延べ人数ではありますが、4,138人の方々にご参加していただいております。

次に、加入申込みの状況についてでございますが、先月の5月1日に、自治会を通じまして市内全戸に加入申込用紙を配布し、加入申込みの受付を行っております。

加入分担金及び引き込み工事費用の両方を免除する特別加入申込期間を来年の3月まで設定していること。また、加入申込みの第1次集約の締め切りを今月末までと設定していることから、現時点では、自治会等のまとまった申込みは、あまり多くありませんが、6月8日現在2,061件の申込みがございました。

次に、高齢者世帯等における使用料の負担や端末機器の使用方法に関する不安等についてお答えをいたします。

まず、使用料の負担についてでございますが、今回の事業では、市民の皆様のご負担を軽減するため、通常インターネットの付加サービスである光電話と呼ばれるIP電話サービスを、九州で初めて単独で提供いたします。これにより、従来の固定電話を休止することができるとともに、市内の加入者間の通話料はすべて無料となり、さらに市外への通話料金も通常の電話と比較して約3分の1から10分の1と安価となることから、月々の負担は、いまの電話代程度で多彩なサービスが受けられるようになっております。

さらに、80歳以上の一人暮らしの世帯で、市民税が非課税の方の場合は、基本使用料1,260円の3分の1を減免し、840円とする減免制度もございます。

次に、端末機器等の使用方法についてでございますが、今回の事業では、市からのお知らせや地域の身近な情報が見られる市民チャンネルと呼ばれる自主放送番組を放送いたします。この自主放送番組は、現在お使いのテレビでご覧いただけますので、特別な操作は必要ありません。また、各種行政情報や緊急情報を音声でお伝えする音声告知端末をすべての加入者宅に配置をいたしますが、この機器も複雑な操作は必要ありませんので、高齢者の方でも操作に戸惑うことはないと思っております。

ケーブルテレビの月々の使用料負担や、機器の操作についての不安等を解消するため、今後とも出前説明会を随時実施するとともに、市報等を通じた積極的な広報活動のほか、あらゆる手段を通じて加入促進に取り組んでまいりたいと思っております。

議長（菅 健雄君） 1番近藤紀男君。

1番（近藤紀男君） 再質問をさせていただきまされども、要望として述べさせていただきたいと思っております。

社会教育に使用するマイクロバスの対応でありますけれども、通園通学バス、そして福祉バスの運行や利用規則、使用範囲、いま教育長から述べられましたように、これに基づいて利用されてきたことはそのとおりで、理解できるというふうに思いますけれども、いずれも市の、そしてまた市民の財産であるということには変わりはないと考えます。通園通学バスと福祉バスとか区分けをせずに、もう少し融通の利くような弾力的な運用ができないものかとも考えます。

また、使用用途その範囲によっては、市民の要望にも応え得る、もっと利用しやすく、有効活用ができる対応策を要望したいと思っております。

また、併せて学校教職員の自家用車をやむなく使用した場合、その際の事故や災害補償などしっかりと対処できる対応策が急務ではないかと思っております。そのことを要望し質問を終わります。

以上であります。

議長（菅 健雄君） 一般質問を続けます。

12番鴛海政幸君。

12番（鴛海政幸君） 12番松友会の鴛海でございます。

まず、私といたしましては、農業施策と建設事業について質問をいたしたいと思います。

まず、農業施策につきましては、本市の基幹産業は一次産業であります。今や国際経済に左右され、我が国の農業は、農産物、畜産物の貿易の緩和は価格低迷を起こし、農業生産性を衰退させ、これらには超高齢化に伴い、日増しに耕地の荒廃が進んでおります。これとはまた別に、一方では、エネルギー代替策といたしまして、農作物からエタノールが精製され、地球規模で将来食料不足が懸念されようと報道されております。昔は10年一昔と言われてまいりましたが、今や、3年、いやまた1年が一昔に匹敵するほど目まぐるしく農業施策が変貌しておるわけでございます。

例えば、米の減反、青刈り政策から始まって、転作作物の奨励、後継者事業、集団転作営農組合推進事業、特定中山間整備事業、集落法人化事業、企業によるところの耕作受託事業、4町歩以上の農業経営者助成事業等々、数多く施策が講じられておりますが、これらの事業に取り組んでおる農家は、市内全体から見れば極めて一部の方々であろうと思えます。耕地所有者のほとんどは高齢者であり、また、小規模経営で農機具の維持もおぼつかなく、1集落に1人か、2人に耕作は集約されている現状であります。

それも反当30キロぐらいの得米であります。並石土地改良区については、經常負担金が年に反当1万円ぐらいが賦課されております。市内A地区におきましては、盆、正月に遣い物を持って挨拶をして行かなければ耕作をしてくれないとの巷の話を聞いております。地権者は、耕地を手放したくても買い手が無い。放置すれば隣接地に迷惑をかける。土地保有するが故に大きな損失を被っており、年金生活者はこの上もない精神的、経済的負担を強いられるわけでございます。

土地所有者におかれましては、行政が推進しておる諸施策について、どれだけの人が熟知しているだろうか。仮に承知をしていても、小作に出しているから積極的な行動はしておらない。また、一方では、小作者においても年齢の進んだ方が多く、これまたいつまで小作ができるか不透明の中で、集落営農法人化には意欲が乏しいものであります。市長は、このような現状をどのように把握し、現状認識をしておられますか。

今後、市内耕地保有者の大部分を占めている地権

者、農業施策といたしまして、耕作高度利用そしてまた共同経営の参加等を促し、理解をさせようと考えているかどうかを、市長のご見解をお伺いをいたしたいと思います。

次に、そば生産についてであります。

ご承知のように、「昭和の町」というふれ出しで、年間約25万から30万の観光客が当市に足を運んでくれております。そういった人たちに食味のよい食物をといた食材がそばであろうと、そういうふうなことで取り組んだのではなかろうかと思っております。

また、正月に試食、食べれば、次の年には、非常にいい運ができる、運そば、非常に縁起がよいと。また、2～3人で食べて、そして雑談をしながら試食をすると、私はあなたのそばがよいと、こういった非常に食味のいい食材であろうとこういうふうなことから、平成15年3月に転作の主要作物として本格的に植え付けを始めました。そして、約4年ぐらいで九州一の面積、約100ヘク近くまで耕作面積が拡大し、そば産地として非常に評価されてきております。しかし、心配になるのは流通の問題であります。

原そばで販売しても収益性はない。そこで、行政指導の中で、そば組合の基本方針、いわゆる生産、加工、販売を一貫して担う組合に取り組んでいただきたい。また、前月の5月の16、17日に、九州そば現地研修研究会が当市の健康交流センター花いろで、九州沖縄農業研究センターの主催で、九州を中心に、そば生産者や関係機関、製粉業者など、約多数の方のご出席参加で盛大に行われたそういった会を無駄にすることなく、生産者といたしましては、生産性の向上に向かって頑張っていく組合のためにも行政指導に努力をしていただきたい。

次に、農業協同組合の問題であります。

くにさき西部農業協同組合長理事が、任期を待たずに去る2月末突然に辞職したことであります。農業経営の基盤を育成強化をする組織の最高責任者の突然な行為に、組合員のみならず、農協を利用する多くの市民は、組合に対する不信感と先行き不透明な不安感は払拭できません。今後の農業施策に悪影響を与えねばよいかと憂慮しておるところでございます。

辞職した前組合長は、農協本所事務所の売却の動きもあったと聞いております。現在執務しておる事務所を手放す行為は、並々ならぬ経営悪化が懸念さ

6月13日

れるわけでございます。ただの巷の話でよいがと、ただそれだけを願うばかりであります。行政責任者として、市民の多くの関心事であります農協経営の現状と辞職の理由を知っておればお伺いをいたしたいと思えます。

次に、建設問題であります。

市道編入対応についてであります。

市道編入を望む場所は、石部川上流の中伏バス停留所付近の市道草地畑線から国道213号線までの石部川堤で、現在、農耕用として利用されているところであり、この部分は河川堤であり大分県が管理をしておりますが、この部分はどこの河川堤よりも多くの住民、とりわけ新栄、池田区、美和、払田、東西都甲、草地の住民が常に利用しております。現状では、呉崎交差点まで、約300メートルを鋭角に屈折しての通行は極めて不自然であります。国道や県道等公衆用道路は、すべて急カーブを緩やかに改良されております。利用する住民の精神的、経済的緩和対策として、非常に効果の高いものであります。この問題は、昨年第4回の定例会で質問しておりますので、その後の経過と成果を伺いますとともに、今後、一層、市道編入の方策を大分県に強力に働きかけるよう切望する次第であります。

以上、一般質問をこれで終わります。

議長（菅 健雄君） 市長永松博文君。

市長（永松博文君） 篤海議員の農業振興についてのご質問にお答えいたします。

本年から始まります国の新政策の品目横断的経営安定対策等に対応するために、平成18年度までに農業生産法人7法人、特定農業団体1団体、準ずる組織6組織、そしてまた認定農業者を中心とした組織が10組織が設立をされました。これらの24の組織は、米・麦・大豆等主要作物の生産を担うとともに、品目横断的経営安定対策、水田農業構造改革対策、農地等保全対策など、様々な施策に対応するために、特に大きな役割を果たしていただいております。

しかしながら、設立した法人組織等の経営安定、組織加入者の所得確保を図ること、それからまた高齢者が多い高齢化であると、それからまた、兼業化に伴うオペレーターの不足、そういうような課題も抱えており、これをいかに解消するかということが大きな対策の急務となっておりますのでございます。

組織の経営安定の発展というものは、これから水田農業の機械化する中では、重要なことでもあります。

けれども、それと同時に、高齢者、そしてまた女性の余剰労力をどう活かしていくかということにもなります。軽労働で集約性の高い園芸作物等新たな経営品目として導入するなど、所得増に向けた取り組みを推進してまいりたいと思っております。

それから、また、組織のオペレーターの確保につきましても、兼業農家等に限らず、地域内に在住する他産業に従事している若年層をオペレーター候補として育成する等、新しい発想を持たなきゃならんと思っております。

しかしながら、国の進める大規模農業による産地の形成とともに、常に私が申し上げておりますように、老人、高齢者、そしてまた婦人等による小規模農業者の集積による産地形成もあるんじゃないかと。そういう面の中で、私はそういうものを進めてまいりたいと思っております。

それにしても、やはり高齢化が進む中の集落営農組織ということでございますから、これはよく皆さん方と相談をしながらやっていく必要がある、そういうふうな考えておるところでございます。

それから、農業協同組合等についてお話し、ご回答申し上げますと、組合員、農業協同組合の組合員さんも市民でありまして、同じ市民であります。そういう面では、私も農協と一緒にやっていかないと考えておるところでございます。

そういう面で、農協の組合長さんがどういう理由で辞任したか、私も定かではわかりませんが、やはり、農協がしっかりしていただかなければということは、私もそう思っております。

資産の話になりますと、ある時期に、市のほうに農協の理事さんと一緒になって、資金提供ということで陳情に来たことはございます。それは途中で終わりましたが、その大きな問題としては、やはり、県下で農協を一本化するということの中の条件整備ではなかったかと思っております。

これからも、先程申しましたように、農協の組合員さんも市民であるということの中から、いかにして、農協と手を組みながら農業を推進していくかということが、これから命題だと思っております。

そういう面で、今年の5月28日に、豊後高田市農業農村振興会議をやりまして、その中でも、市・県・農協と、そういうものの中で連帯組んでやろうということしておりますし、これからやはり生産、技術指導、それからまた先程申し上げました議員が

らもお話がありましたように、どういうふうにして流通をしていくかとか、そういう大きな問題となっております。そういう面では、この一次産業が、やはり豊後高田においては主産業でありますので、この何とかして農協さんと手を組みながら、いい、農家の方々に何とか、その一緒になってやっていきたいと、そう思っているところでございます。そういう面で、農協とも充分に手を組みながら、また、県のほうとも一応ご指導いただきながらやっていきたいと、そういうふうを考えてる次第でございます。

その他のご質問につきましては、担当課長に答弁させますのでよろしくをお願いします。

議長（菅 健雄君） 農林振興課長小野 彰君。

農林振興課長（小野 彰君） 篤海議員のそば生産組合の今後の対策についてお答えいたします。

豊後高田そば生産組合は、平成15年3月に、各地区営農組合等集団を母体として設立し、平成18年度実績で、15組織、90ヘクタールの経営規模を有しており、県内最大の産地になりました。このことにより、昨年度、市は支援策といたしまして、大分県地域活動支援事業により、そば専用コンバインを導入し、規模拡大を推進したところであります。

本年度は、新規に3組織が加入し、春そばで約4ヘクタール拡大いたしました。すでに6月6日から、春そば約30ヘクタールの収穫に入り、本年度は、幸い天候にも恵まれて、今回の収穫は、大きな期待が持てそうでございます。

そばは、本来、北海道、東北、信州、北陸、南九州などが産地ですが、最も早い新そばができます春そばは、遅霜のない地域に限られることから、現在、豊後高田市が全国一でございます。

先日、本市で開催されました九州そば研究会でも、豊後高田市が気候的に春そば生産に恵まれているという報告がありました。これまで、本市のそばは、水田の転作作物として国の産地交付金等の活用により推進してまいりました。しかし、そばの将来を見据えますと、水田転作に頼るのではなく、また、春そばは、麦と時期が重なることもあり、今後は、畑地に推進する必要があります。このため、畑地のそば生産については、キログラム当たり50円を市単独事業で予算化しております。

次に、そばの流通対策でございますが、そば文化のなかった豊後高田市に、そば文化を定着させるため、平成17年度からそば打ち職人養成講座を実施することができました。現在、そば専門店が2軒オー

ブンし、4軒の農家レストランにおいて、手打ちそばがメニュー化されております。

今後につきましては、新規そば屋の開店はもちろん、地元産そば粉の販売増加、乾麺の改良と販売拡大、試作を検討しておりますそば焼酎などの新商品化などで、豊後高田そばのブランド化を図り、そばの付加価値を高め、農家所得向上に努めてまいり所存でございます。

以上です。

議長（菅 健雄君） 建設課長奥田秀穂君。

建設課長（奥田秀穂君） 道路の整備についてお答えいたします。

ご質問の石部川の道路整備につきましては、当該道路が河川堤防であり、兼用道路として利用する場合、大分県の許可を必要とし、また、許可に係る条件を満たすための改良工事費が必要となりますことから、現状での安全な通行を確保する上で、隣接市道及び国道を利用する旨一昨年の定例会でお願いいたしましたところでございます。

当該道路の利用度が増し、路面に損傷等が発生することからも整備要望でございますが、現道路面の簡易な補修につきましては、過去において、地元住民の皆様のご協力の下、市から砂利等の原材料を支給し、地元施工していただいた経緯がございます。

市としても、限られた予算を効率的、効果的に執行する上で、地域の方々の協力態勢は必要不可欠でございますので、今後とも道路整備全般にわたり、自治会との連携を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（菅 健雄君） 12番篤海政幸君。

12番（篤海政幸君） 市長始め、担当課長からいろいろ縷々説明があつて非常にありがたく思っております。

ただ、基本的に机上計算でなくして、いま現在、先程一般質問の中でも言われましたように、非常に高齢化、それから小規模農家、これらの関係で、営農組合を設立していかねば、到底農家所得の低減になるというようなことから、地域の生産者はこぞ努力しておることは現状でございます。その中で、非常にありがたいことは、市の農林振興課の職員は、本当に昼夜を問わず、また夜遅くまで指導アドバイスを受けて、約豊後高田市の中では法人を入れて25から26ぐらいの営農組合の設立ができたんではなかろうかと、こういうような話を聞いておるわけ

6月13日

でございますが、こういう営農組織を作ってもですね、いま市長からお話がありましたように、いわゆる、私は、平松知事が提唱しておったところの一村一品運動、こういうものに取り組んでいかねば、ただ、米麦だけでは農家所得がない。もう麦・大豆を植え付けてそして裏作栽培で所得を得ようと、そういう時代が過ぎようとしておるわけなので、私は、ご承知のように、農林課長、水産振興課長はご存知だろうと思うんですが、大豆等については、連作をすると非常にその収益がない、そして、登熟せんで萎縮したようになってしまって、あらゆる手を施しても、非常に生産すれば赤字になる、作らねばご承知のように、調整金額が1万円ですか、それが減になるというようなことで、私は今後課長にお願いしたいことは、合併をする前、旧町においても市においても、昔ながらの伝統的な作物があると思うんですね。香々地においては、レイシですか、ニガウリとかいう、それがある。それから真玉については、真玉大根、これはもう正月前の市場になると、各市場から、正月前になると各市場からもう注文が殺到して、大根部会は、非常にもう困って、どこにやたらいいだろうかと、非常に困った状況が現在も続いておるんじゃないかなと思うんです。非常に評価がいい。食味がいいのと。

そういう中で、豊後高田市においては、個人的には、花卉を作ったり、あるいはイチゴ、それからいろいろな園芸作物を作っておるわけでございますが、いわゆるもう米麦の時代は、私は終わったと、だから、そういういわゆる百姓百品という言葉がありますが、いわゆる生産意欲を持たせるひとつの取り組みを今後は当然取り組んでいかねば、先程私が心配しておりましたところの高齢化と同時に営農組合なり、法人そのものが尻切れトンボになるんじゃないかなと思うかと。

皆さんが知恵を出して、皆さんが協力をして、そして、新しい品質を作っていくことにおいて、非常に活気立って希望が持てるというようなことで、ぜひ、課長、この前、北崎課長にも言ったが、市長があんたを認めたんじゃから、ひとつ豊後高田市を変えてくださいよ、農業振興について。な、あんたならできると思うんじゃない、わしは、できると思うんじゃないねえできる。ほじゃから、そういうようなことで、ひとつぜひ取り組んでもらいたい。

それと、課長言いたいのはな、ただ、豊後高田市は、大豆、小麦とこう言いよるが、私はずっと宇佐

方を、院内方を回って見ると、宇佐なんか大麦とかビール麦を作っちゃうんやなあ。これはまあ巷の話では、焼酎会社とか、あるいは会社と委託契約なんかして耕作をしておるということを聞いたんですが、そういう取り組みも今後は必要があらせんかとか、そういうふうには思っております。

所変われば品変わるといって、品物が変わればやる気もまた変わってくると思うんです。そういうことで、ぜひひとつお願いをしておきたいと思います。

それから、そば生産については、この市報に詳しい内容が出ておると同時に、いろいろまあ言うことはない。

それから、2番の松本議員の質問に市長が答弁をいたしました、イベントのいわゆる何やったかな、まあそういうその先程市長が言われた、そのシルバー等で農機具を購入して、いろいろ対策対応するとか、こういうふうなことで、非常にこれはもうその、有言実行してもらいたいと思うんです。そうすることと、やっぱり管理規程等決めてですね、共同もんというものは、そらあもう無茶苦茶に使うから、ひとつそういう取り組みをひとつぜひしていただきたい。

それから、課長、もう1点聞きたいんじゃない。ここで言うと、あんたから嘲弄さるっかしらんけど、実は、去年の秋そばについて、去年はもう皆無ゼロやったんですね。やはり反当、まあ皆無ゼロちゅうは、一粒採れてんが皆無にはならんけれども、ただ反当1キロまで採れんようなその気候関係、台風の関係で採れんじゃったのを、私方は、オペレーターをもって、そしてそば、大豆の機械を補助事業として購入をされた、補助事業として購入されたのは、お互い生産者の権利があると。こういうことで、私のほうは自発的に加勢に行った経過があるわけなんです、その時に、私も行ったけど、もう刈ったってんがまったくないんです。

ところが、農政としては、規程の中、運用規程の中かなんかしらんけど、刈り取りをせねば、交付金は出ませんよと。だから、刈ってくださいと。こら確かにそうかもしらない。しかし、生産者は、耕起、肥料、種代を入れ、あるいは消毒もし、そして収穫の時に、また、1反なんぼのオペレーター代がいるな。そういうものを出すと、泥棒に追い銭じゃわ、赤字になって、その上にまた赤字じゃ。

だから、今後はですね、そら運用規程がもしあるとするならば変えていただきたい。それは1反なんぼあるいは、1日なんぼということで、取っても、

刈っていただけじゃき、そらあ本当にもう私は理解に苦しんでおるわけで、課長からまたあとで怒られるかしらんけど、そういうことのないように、やっぱ農家所得の拡大というか、農家所得を得るためのいわゆる農業指導というやつをやっていただきたい。そういうことが、仮に私はまた今年も来年もある年があるのではなからうかとかそういうような気がするので、そこら辺、ひとつ充分いい、上司と相談をしてですね、あんたが勝手にしよってから怒るよ。

それから、農業協同組合の関係ですが、私は市長がいつも提唱しておるところの、豊後高田市には、あるいはまた各市には、農協がなくては行かれんのだと。これがもう基本なんです。市民であり、組合員である。

ところが、先程ちょこっと口に出して言ったように、突然退任された。そらあ私も知りません、詮索する必要も何もないし。今後はやっぱり行政指導の中で、いわゆる10年前、8年前、10年前は、行政と農協は両輪になって一生懸命農業振興に取り組んできた経過があるわけなんです。だから、今後とも、いわゆる主体性を持った、農協が足腰を強くして、そして農林振興課と、先程言ったように両輪になって、お互いが知恵を出し合って、お互いが協力していくならばですね、組合員も農協様様、一生懸命農協に協力をするようになろうと思うんです。

ひとつ、そういうような、あまりまた経済団体に口出しを入れる必要はないかもしれませんが、そういう基本的な営農指導については、ぜひひとつ指導して、いわゆる豊後高田市の基幹産業である農業を充実強化をしていただきたいとこういうふうにお願いをいたしたいと思います。

それから、建設課長にお願いしたいということは、まああの、そのいわゆる道路そのものについては理解をします。理解はできました。しかし、現況の中で、いわゆるいま一般市民の方は、行政におんぶに抱っこになってきてしまっておると私はこういうふうに理解しておるんです。自分方の田んぼの岸がくえても、ちょこっと水路からいろいろくえても、もう市に頼まないかのじゃねえか。はい、市に頼まな、こういうようなことで、お互いに厳しい時代でありますので、ひとつ痛みは分かち合って、地元でできるやつは、課長、現場に行って現場の状況見てな、この分については、もう地元でやってくださいよと。私方は、おかげでもって、中山間地の直接支

払いで、その半分を全部利用してきておるわけなんです。そういうところのない部落もあろうと思うんです。しかし、市も財政が厳しい、非常に苦労しておる中で、いままでの経過の中では、市におんぶに抱っこしておると、こういうふうに私なりに理解しておるから、現場を十二分にチェックしてですね、やっぱりできるものは地元でもってやってもらうように努力していただきたい。そうすることが、まあ災害が出て、他な箇所がまた予算入るときもできるというようなことで、お互いに痛みを分かち合ったひとつの市民、行政とスクラムを組んでいくことが肝要ではなからうかと思えます。

つまん再質問をしたとこういうふうに私なりに思っておるわけなんです。非常に私は、何が何ものが大事だと思います。特に何回も言うように、基幹産業である農業、後継者不足、あるいは高齢化というような非常に困った時代でございますので、今後ともですね、私たちは、地元は地元の活性化に向かって取り組んでいかねばならない。市があまりにも手を出したり口添えをするような時代じゃなくなってきておると、私はこういうふうに思っておるけど、事実としては、当然小野課長、あんた頭が切れると思うんじゃが、どしどしひとつ指導やっていただきたい。かわいい子は旅をさせちゅうて、えらいことんじょう言うたち、生産者は言うこと聞かせんよ。

ま、そういうことで、ひとつ今後とも基幹産業であるところの農業の充実、お互いが知恵を出し合い、力を出し合い、そして、豊後高田市の産業を守っていきたい、また、いかねばならないと思っております。

1回目の質問で、本当に立派な答弁がありましたので、再質問は、もしあるとするならば言ってください。な。あえて私から、立派な答弁があったから言いませんけど、あえて言うことがあれば言ってください。

議長（菅 健雄君） 農林振興課長小野 彰君。

農林振興課長（小野 彰君） それでは、あえて言わせていただきます。

議員ご指摘のとおりですね、米・麦・大豆では本当の所得は取れないと思っております。で、豊後高田市の主要品目は、特に市場向けの白ネギあるいは、スイートピーを中心とした花、それからイチゴ、それから市場ではありませんが畜産、こういうものと思えますが、それ以外に、先程おっしゃられました

6月13日

元々の産品、地元の産品、レイシあるいは、真玉大根というのは僕初めて聞いたんですけども、そういうもの、もっと言いますといま作らなくても山にあるものでも、お金にしようと思えばどんどんお金になると思っていますんで、そういうものの発掘、あるいは栽培も進めてまいりたいというふうに思っております。

それから、市の木になりました柿、あるいは元々あるピワ、こういうものも全然お金にしてないというのが現状ですので、何とかこれからしていきたいというふうに私ども考えております。

それから、もう2点目の麦等の契約栽培ですけども、これにつきましては、僕も中津におるときに、醤油用小麦を契約もいたしました。なかなか難しい問題がありますので、これについては充分検討しながらやってまいりたいと思っております。

それから、一番大きく出ましたそばでですね、収量がないのに刈り取りをしなければいけない。これは、転作作物の場合は、必ず刈り取る、なければいけないというのがあります。ただし、昨年も行いましたが、10アールのほ場でもオペレーターと生産者が話し合ひまして、これは10アールだけでも、2アール分の刈り取りで行うとかいう形も行いましたし、今後は、どうしても機械が入らないようなものは、収穫はしなければいけませんので、手刈りなり、これについては、そば組合、そば生産組合を主体的にですね、その辺で弾力的に、制度は守らなければいけませんので、守りながら弾力的な運用を図ってまいりたいと思っております。

以上です。よろしく申し上げます。

議長(菅 健雄君) 12番鴛海政幸君。

12番(鴛海政幸君) 大変細部にわたって縷々説明していただいて、本当にありがとうございます。ひとつ有言実行、言うたことにつきましてはですね、ちった市長から怒られてもやっぱり、率先垂範をして取り組んでいていただきたいと思います。

以上で終わります。

議長(菅 健雄君) 一般質問を続けます。

5番山田秀夫君。

5番(山田秀夫君) 5番山田秀夫でございます。通告に基づき一般質問を行います。

まず、豊後高田市行政改革大綱の実施状況についてお尋ねをいたします。

本市は、平成17年3月31日に1市2町で合併し、早2年が経過いたしました。

社会構造の変革により地方行政を取り巻く環境は大きく変化し、三位一体改革の下、行財政基盤の強化が地方自治体に求められてまいりました。当市においても、大変厳しい状況下におかれており、平成17年度より、平成21年度の5ヶ年間の行政改革大綱及び行政改革実施計画が策定されているところであります。折しも、本年度は、その中間期にあたります。

そこで、平成17年度よりいままでの実施計画に基づいた項目についての進捗状況についてお尋ねをいたします。

次に、本年19年度より新たに実施する項目についての具体的な取組内容について併せてお尋ねをいたします。

次に、介護保険制度を活用した高齢者のボランティア活動の支援についてお尋ねをいたします。

厚生労働省は、介護保険を連動させた高齢者ボランティア制度を策定し、全国市町村に普及させていく方針を決めております。積極的に社会参加をしてもらうことで、いつまでも元気でいてもらい、介護給付費の抑制につながる考えであります。参加を促すため、活動実績に応じてポイントが獲得できるようにして、ポイントで介護保険料などが払えるように考えております。

制度案によりますと、対象が原則65歳以上の高齢者の方で、例えば高齢者施設で食器を並べたり、高齢者の方々の話し相手をするなどして、様々なボランティア活動に参加していただくことによって、得たポイントは、介護保険料や介護サービス利用料の支払いのほか、自分が頼んだボランティアへの謝礼として使えるようにする制度であります。

制度の運営は、介護保険の保険者である市町村介護予防事業として行うようになっております。高齢者の登録や獲得ポイントの管理は、社会福祉協議会などが担当するようになっております。

本市のように、すでにエコマネーのような地域通貨を使ったボランティア制度があります。厚生労働省では、こうした制度と連動させたり、商工会議所が発行しているお買い物券と交換可能にして、地域の活性化に結び付けたい考えでもあります。このように厚生労働省が推進を決めた高齢者ボランティア制度の背景には、介護予防効果への期待だけではなく、地域の活性化や住民同士のつながりの強化を図り、高齢化社会を乗り切る地域づくりにつなげたい思いがあります。

だれでも気軽に参加できるボランティア活動の効能は計り知れないと思います。地域の人たちとふれあうことで、高齢者の閉じこもりや、孤立を防ぐことができます。既存のボランティア活動とうまく連動できれば、支出を超える効果が、介護予防財政だけでなく、この地域全体に及ぶものと思われます。介護保険は、介護を通じた地域づくりの手段でもあります。本市の工夫が存分に活かせる新たなボランティア制度の導入をぜひ図っていただきたいのですが、お考えをお尋ねいたしまして、1回目の質問を終わります。

議長（菅 健雄君） 市長永松博文君。

市長（永松博文君） それでは、私から行政改革大綱の実施状況についてお答えをいたします。

ご案内のように、本市の行政改革は、平成21年度までの5年間で、81項目の改革に取り組むものでございます。この81項目の内に、平成17年度につきましては13項目を実施しております。その内、収入役の廃止、電子決裁やパブリックコメントの導入、公民館使用料の適正化、一般職員の給与の改定及び定年退職時特別昇給の廃止、市長、副市長及び教育長の給料の減額など、10項目が完了しております。

また、農業公社の健全化、統合型GISの構築及び起債の繰上償還の3項目につきましては、継続して実施することといたしております。

平成18年度につきましては、49項目を実施いたしております。

その内、真寿苑の民間移譲やスパランド真玉、ヴィラ・フロレスタ、夷谷温泉など12施設への指定管理者制度への導入、入湯税の徴収、学校体育館施設等の使用料の適正化、市報への有料広告掲載、市民乗合バスタクシー導入に伴う患者輸送車の廃止、選挙における投票区の統合、税の収納率向上対策の実施、一般職員の人件費抑制、その他、経費節減対策など38項目が完了しております。また、事務組織の見直しや定員適正化、消防団組織の見直し、土地開発公社の健全化、遊休財産の売却、小中学校の統廃合の検討、複式学級実施基準の見直し、各種団体の補助金等の見直しなど11項目については、継続して実施することといたしております。

なお、かつら保育園と城台保育園につきましては、統廃合は実施したものの、民間移譲が平成21年度に計画されているため継続中といたしております。

このように2年間で予定しておりました62項目

はすべて実施しており、その内48項目は完了、14項目は継続中という状況でございます。

次に、平成19年度の具体的な取組内容についてお答えいたします。

今年度新たに計画されております18項目の内、下水処理場の業務委託範囲の拡大やマンホールポンプ点検業務の委託、電子入札の導入に係る準備、健康交流センターへの指定管理者制度導入など、6項目につきましてはすでに完了いたしております。

これから、学校給食センターの統廃合やこれに伴う臨時職員等の削減、豊後高田市クリーンセンターへの指定管理者制度の導入、小規模自治会の統合、里道・水路の販売促進など6項目について継続して取り組んでまいります。

また、三重、羽根の両へき地保育園の統合、火葬場の建設、下水道施設のGIS管理、新地籍による固定資産税の見直し、農林水産物直売所の見直し及び県からの権限移譲の6項目につきましては、取り組みを進めているものの見直しが必要な項目といたしております。

したがいまして、現時点で、81項目の取り組みの内、54項目、66.7パーセントが完了し、20項目、24.7パーセントが継続中、6項目、7.4パーセントが要見直し、残り1.2は、出張所の廃止で平成20年を実施に向けて取り組みといたしております。

また、計画以外の取り組みでございますが、議員各位におかれましても、政務調査費等の見直しを引き続き実施していただいております。感謝申し上げます。次第でございます。

行政改革は、財政運営の改善が最大の目的でありますし、今後とも引き続き市民の皆さんのご理解とご協力を賜りながら全力を挙げて改革に取り組んでまいり所存でございます。

今後とも議員各位のご協力をお願い申し上げます。次第でございます。

その他のご質問に関しましては、担当課長に答弁させますのでよろしく申し上げます。

議長（菅 健雄君） 保険年金課長尾造正直君。

保険年金課長（尾造正直君） それでは、山田議員の介護保険制度についてのご質問にお答えいたします。

本格的な高齢化社会を迎える中で、多くの高齢者の方々が自ら介護支援などのボランティア活動に参加することは、心身の健康保持や増進につながり、

6月13日

介護予防に資するもので、また、この社会参加活動により、賑わいにあふれる地域づくりなどを併せて実現できるものと考えられます。

国の地域支援実施要綱においても、介護保険制度における地域支援事業として、介護支援ボランティア活動を推進する事業を行うことが可能であると明確にしています。

このことから、東京都千代田区と稲城市が、厚生労働省より介護保険ボランティア制度の認定を受け、平成20年度から介護保険法に基づく地域支援事業の介護予防一般高齢者施策の交付金を活用し実施していくことになっています。

この事業は、65歳以上の高齢者が、特別養護老人ホームなどの介護保険施設でボランティア活動することにより、実績に応じてポイントを与え、ポイントが貯まれば、介護保険料の支払いや本人が介護サービスを利用する際の自己負担に充てることができる制度であります。ただし、結果的に支援活動参加者の保険料負担が軽減されることにはなりますが、保険料自体を減額または免除するものではありません。ボランティアの登録やポイントの管理、換金といった実務は、社会福祉協議会などの福祉団体で行い、運営費やポイント費用は地域支援事業の交付金で賄うものであります。

当市においても、地域支援事業の中の一般高齢者施策または任意事業の中で、今後関係課と研究をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（菅 健雄君） 5番山田秀夫君。

5番（山田秀夫君） それではちょっとお願いという形で申し上げます。

先程尾造課長が言われましたように、東京の稲城市、それから東京都の千代田区が手を挙げて実施しているのは事実でございます。ぜひですね、ここだけが完璧ではないと思いますが、こういう先進地を見ていただいて、当市のですね、豊後高田市のオリジナリティーなこういう制度をぜひ構築していただきたいなというふうに思いますので、それを強く要望して終わりたいと思います。

議長（菅 健雄君） 一般質問を続けます。

10番土谷 力君。

10番（土谷 力君） 土谷でございます。

まず、第1に、豊後高田市の福祉計画についてお尋ねします。

この中で、豊後高田市の福祉計画は、障害者自立

支援法88条の1項に基づいて策定されております。それによりますと、障害者自立支援法の第1条により、3障がい、いままで身体、精神、知的それぞれに1つの障がい者として、それぞれの身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、そういう法律がありましたけれども、今度の障害者自立支援法では、その3障がい者を1つにしております。そして、法の目的である自立生活の実現、利用者本位の支援体制と自主的選択の実現、地域で共生する社会の実現等を目指しています。

具体的には、障がい者の雇用促進と福祉的就労の充実、福祉サービスの一層の充実、障がい者に対する理解の促進を目的としていると思われまます。

そこで、3障がい者のそれぞれ異なる障がい者の区分ですね、障がい者区分がそれぞれ異なっておりますけれども、これを1つの法律の枠の中にしてやっていく場合には、大変困難な問題があるかと思わますので、この点どのように考えているかまずお尋ねいたします。

それから、豊後高田市の障害者福祉計画の具体的推進についてであります。そのような3障がいを1つにした自立支援法の今後の方向付けをどのように考えているのか。また、この実施に向けてどういう方向で考えていっているのかお尋ねいたします。

2点目は、福祉問題の中で民生委員の問題についてお尋ねします。

高齢化が進み、民生委員さんの役割は大変重要になっております。民生委員、児童委員の定数基準は、人口100万人未満の市においては、世帯数が120から280までのいずれかの世帯ごとに民生委員、児童委員1人となっております。基準制定は県知事が定めとなっておりますが、市長の意見を聞くことになっております。

そこで、市内の自治会の中で、350世帯で1人の民生委員という自治会があります。また、ほかに2、3あるようですが、世帯数の配置を考えると、あと1人2人のプラスが考えられると思われまます。市民の中で不公平感がありますので、適正な民生委員の配置を望み、この点をお尋ねいたします。

3番目に、少子化問題についてお尋ねします。

合併における人口の推移についてですが、本市の合併で人口の推移を見てみますと、合併による効果として、人口の増加は認められていないようであり

ます。むしろ、人口の減少となっていると思われます。どのようになっているのか、この状況をお尋ねします。

少子化対策につきまして、国立社会保障人口問題研究会が先月末にまとめた2035年までの人口推計では、東京と沖縄を除く45都道府県が人口が減少するとの結果が出ています。

本市と人口規模の近い竹田市においての新聞報道によれば、2030年においては、高齢化が5割になる見込みだというふうに新聞報道があります。

また、6月6日には、厚生労働省は、1人の女性が生涯に産む子どもの推定人数を示す合計特殊出生率が、2006年は6年ぶりに上昇し1.32になっておりますが、人口動態統計でわかったと発表しました。過去最低であった2005年の1.26を0.06の大幅な上昇でございます。1.3台に回復したのは4年ぶりです。出生率が1.32になった理由として、厚生労働省は、景気の回復などの影響がある。それによって、カップルが増えたり、第2子、第3子を設ける夫婦が増えたんだという分析をしておりますけれども、長期的には、少子化の傾向は、変わっておるわけではないという分析結果が出ております。

そういう少子化の状況において、本市においても、人口の減少となっていると考えられますし、それに対してどのような対策を行っておりますかお尋ねいたします。

次に、ケーブルテレビに関する問題であります。同僚議員の近藤議員と重なる部分もありますけれども、私は市民の方から数名の方から、連絡または出てこいってことで話を聞いた内容の質問をさせていただきます。

簡単に言えば、弱者に対する補てんをしてほしいということです。

宅内工事費が約2万5,000円かかる。あとの部分については、大変ありがたいことで無料でやってくれる。しかし、宅内工事費が約2万5,000円かかる。この2万5,000円が一人暮らしのお年寄りや低所得者にとっては大変困難だと。ハードルが高いと。加入するのにハードルが高いと。この人たちのことを考えて、この部分も無料にならないかという問い合わせが数人の方からありました。

ケーブルテレビは、先程市長のお話の中にもあったように、福祉の面と防災の面があるわけでございますから、数多くの人達の加入を望むとござい

ます。まして、弱者の方々、一人暮らしの方々、または低所得者の方々にも、ぜひ入ってもらおうことが、この事業の重要な眼目だろうと思っております。

この点について、低所得者に対してご配慮いただけるというような、検討するという回答いただきましたけれども、重ねてお尋ねいたします。

次に、税源移譲と定率減税の問題についてお尋ねをします。

おそらく6月の給料明細を見れば、住民税が上がっているということで、ちょっとびっくりするだろうと思います。税源移譲と定率減税廃止の問題については、6月以降の住民税が上がる。理由は、国から地方への税源移譲、都道府県、市町村が使いやすい税を増やすための国の所得税の一部が、都道府県知事や市町村の住民税に移され、いわば、家計にきた三位一体改革であり、具体的には、所得税率を4段階から6段階にし、3段階であった住民税率を一律10パーセントにした。平均的な収入がある人であれば、所得税率が10パーセント、住民税率が5パーセントだった人が、所得税が5パーセント、住民税が10パーセントになる。したがって、プラスマイナスゼロで問題はないと。だが、所得税は1月から課税が始まるため、住民税は、6月から給与の中から引かれていくようになっております。

考え方によれば、5パーセントと10パーセントの場所が変わったんだから、トータルに考えたらゼロだろうというふうに考えておりますけれども、この点についてお尋ねします。

昨年までは、課税対象にすべてが適用されていた定率減税がなくなることにより、税率が異なって市民の暮らしは大変厳しくなってくると思います。そういう点について、どういふふうにお考えかお尋ねをいたします。

2番目に、定率減税についてであります。確か平成11年小淵内閣の時であったと記憶しておりますが、景気浮揚策で定率減税が実施されております。しかし、定率減税の実施した理由が、景気の低迷に対する経済活動を回復するためであった。しかし、少しずつ景気が回復し、回復基調にあるから、定率減税が廃止され、1月から所得税が、また6月には、住民税の定率減税がそれぞれ廃止され、いままで段階的に定率減税が廃止されましたが、本年全廃止となります。その影響が本市にはどのように及んでいるのか、本市の状況についてお尋ねいたします。

1回目の質問を終わります。

6月13日

議長（菅 健雄君） 市長永松博文君。

市長（永松博文君） それでは、私から、土谷議員の税源移譲と定率減税廃止問題についてのご質問にお答えいたします。

本年度の住民税につきましては、平成18年度税制改正におきまして、国の三位一体改革の一環として、補助金改革と併せ、所得税から個人住民税へ税源移譲が行われたものでございます。

税源移譲にあたりましては、個々の納税者における税負担の変動が生じないよう、税率構造の改正及び調整控除制度が設けられているところでございます。

この移譲により、給与所得者等の大多数の方は、本年の1月から所得税が減り、6月から住民税が増えることとなりますが、1年間の所得に対する所得税と個人住民税合わせた個人の税負担は、基本的に変わらないと、そういうふうに我々も承知しております。

それから、一方定率減税につきましては、先程議員が申しましたように、平成11年に、当時、著しく停滞した経済活動を回復するということから、緊急避難的措置として、所得税と住民税に導入されたものでございます。現在、経済状況は、民間経済の体質強化が実現しつつあるとされて、平成17年度と18年度の税制改正によりまして、段階的に廃止されたものであります。これを市民税で申しますと、平成11年に、国が景気回復のためということで、国の税制制度変更ということで、一方的にこの市民税の低減措置をしたものでありまして、市民税が一方的に減ったということでもあります。それが、今回その国の制度として、一応景気状況もよくなったということで、この低減をやめるとということで、私ども市としては、いままで国から一応少なくされてたものが元に戻るとということだと、そういうふうに解釈をしております。

そういう面では、定率減税廃止によりまして、納税者の皆さんには負担が増加するかと考えております。非常に申し訳ないと思っておりますけれども、ご理解ご協力をお願いしたいと存じる次第でございます。

その他のご質問に関しましては、担当課長に答弁させますのでよろしく申し上げます。

以上でございます。

議長（菅 健雄君） 福祉事務所長大園栄治君。

福祉事務所長（大園栄治君） 土谷議員の豊後高田市障害者計画についてのご質問にお答えいたしま

す。

議員ご案内のとおり、これまで身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律という3つの法律に基づいて、行われてきました障害福祉サービス等が、今回、障害者自立支援法の施行に伴い一元化されました。しかしながら、この一元化については、いろいろなご意見もあるようでございます。

障害程度区分判定における知的障がい者や精神障がい者の関係者の声や、施設における重複障がい者の受け入れ態勢の問題、地域移行や就労移行の方法の問題などが挙げられると思いますが、これらの点につきましては、今後も制度の動向を注視してまいりたいと思います。

次に、障害福祉計画の具体的な推進についてであります。本計画は、平成19年3月に策定されたばかりであり、現時点で数値目標に対する具体的な成果等につきましては、現れてきておりませんが、去る6月7日に、障害福祉に関するいろいろな分野の関係者で構成されます地域自立支援協議会を設置いたしましたので、その中で具体的な推進方法等を協議してまいりたいと考えておりますのでご理解をいただきたいと思っております。

次に、福祉問題、民生委員の配置についてのご質問にお答えいたします。

民生委員につきましては、都道府県知事の推薦により、厚生労働大臣が委嘱を行い、その定数は、厚生労働大臣が定める基準に従い、都道府県知事が、その区域を管轄する市町村長の意見を聞いて、これを定めることとなっております。

当市におきましては、現在、10地区民生委員協議会に79名の民生委員が配置をされ、住民の生活状態を必要に応じて適切に把握をし、生活に関する相談に応じ、助言、その他援助活動を行っています。

民生委員の配置基準は、人口10万人未満の市については、120から280までの世帯ごとに1名の配置を行うこととなっていることから、議員ご質問の配置については、県及び関係機関に要望してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（菅 健雄君） 子育て・健康推進課長安東良介君。

子育て・健康推進課長（安東良介君） 土谷議員の少子化問題についてお答えします。

本市では、住民基本台帳によりまして、市町村合

併時の平成17年3月31日時点で2万6,101人であった人口が、平成19年3月31日時点では、2万5,581人と、2年間に520人の減少となっております。

先の新聞報道によりますと、2030年時点の人口予測発表では、宇佐・高田広域圏で28.3パーセントの減少、中津市で20.5パーセントの減少、そのほか、別杵速見及び大分市を除く他の地域では30パーセントを超える減少率であり、中でも、竹田市では46.9パーセントの減少となっており、県内の各市町村において、過疎、少子化の現象が顕著となっております。

今日の人口の少子化につきましては、一自治体の問題ではなく、国の施策として取り組んでいただかなければならない課題であると思われま

す。本市といたしましては、若者の定住化対策として、ケーブルテレビの導入や中核工業団地への就労等を推進し、若者が定住したくなる環境の整備をより一層図ってまいりたいと考えております。

また、本市では、定住化対策の一環として、子育て支援策に重点を置いた様々な施策を実施しております。

次代を担う子どもたちが健やかに生まれ育つ社会を実現するため、平成17年度から10年計画で、豊後高田市子ども育成支援行動計画を策定、「きらきら光る子どもたち、みんなで育てみんなが育つまちづくり」を基本理念に、平成21年度までを前期計画とし、平成22年度より5年間を後期計画期間と定め、各事業の推進に鋭意取り組んでいるところでございます。

具体的に申し上げますと、妊婦から子育てまでを通じての支援策といたしまして、新生児を対象とした全戸訪問事業や乳幼児健診事業等の充実を図っております。また、不妊治療費助成事業等を通じて、一人でも多くの方が安心・安全な出産につながるよう努めているところでございます。

さらには、親子が互いに交流しながら、子育てを学ぶ「つどいの広場事業」、子育ての情報を親に提供する「子育て支援総合コーディネート事業」、親の休養時等の保育を援助する「地域子育てサポート事業」など、親子を対象とした多彩な子育て支援策を講じております。

さらに、児童生徒の教育の面では、学びの21世紀塾を開催し、個々の教科学習や体験学習を通じて教育のまちづくりに努めているところでござい

す。

今後も引き続き子育て支援策の充実を図ってまいりたいと思いますのでご理解のほどをよろしく願います。

以上でございます。

議長（菅 健雄君） プロジェクト推進課長中嶋栄治君。

プロジェクト推進課長（中嶋栄治君） ケーブルテレビ事業に関する問題につきましてお答え申し上げます。

宅内工事費用とは、ケーブルテレビにご加入していただいた方々の宅内の配線工事やテレビ等の設定費用などでございます。実際に必要な費用につきましては、それぞれのご家庭の状況により異なりますが、先進地事例等を参考にしますと、もっとも基本的な内容の場合、概ね1万5,000円から2万5,000円程度を予定いたしております。

宅内工事につきましては、個人の資産に当たることから、国の助成対象にならないこともあり、全国的にも、通常ではすべて加入していただいた方々の負担となっております。県内におきましても、自治体が主体となって整備したケーブルテレビの内、宅内工事費の助成を行った事例は極めて少ないという状況でございます。

なお、デジタル放送移行後、いまのお使いのアナログテレビでデジタル放送をご覧いただくためには、現在のところ5万円から7万円程度で市販されているデジタルチューナー付きの機器を購入する必要がありますが、ケーブルテレビの付加サービスにご加入いただければ、そうした機器の必要はありませんので、宅内工事費の負担額につきましても、特別に高い金額ではないと思っております。

しかしながら、先程近藤議員の一般質問に、市長からご答弁申し上げましたように、全戸加入を促進する観点から、経済的な問題でケーブルテレビにご加入できない事例がないように、宅内工事費の軽減や助成について今後検討してまいります。

以上でございます。

議長（菅 健雄君） 税務課長河野清一君。

税務課長（河野清一君） 土谷議員の税源移譲と定率減税廃止問題について、6月以降の住民税の状況及び定率減税廃止後における本市の状況についてお答えします。

平成19年6月現在の市民税と県民税を合わせた住民税の税額は12億9,718万8,300円、

6月13日

納税義務者数で9,955人であります。前年度同時期に比較いたしまして、税額で4億2,777万4,100円、納税義務者数で17人の増となっています。

また、定率減税の廃止に伴う影響額については、平成19年度の課税所得額から試算することは困難であります。平成18年度の住民税の課税状況調べからいたしますと、市民税と県民税を合わせた定率減税額は4,810万2,000円でございます。

以上でございます。

議長（菅 健雄君） 10番土谷 力君。

10番（土谷 力君） 要望的な発言になるかと思えます。

福祉計画につきまして、3障がいが一本になることは、程度区分の仕方が全然異なってるわけで、現場の考え方としましては、大変程度区分が違うと、障がい者と、精神障がい者と、身体障がい者と、知的障がい者と、それぞれ程度区分が違う。どのくらいの障がい率が違うということが、それぞれの物差しが違うということで、大変重要なことであり、また障害者自立支援法を実施していく場合においての大変避けて通れない問題だと思っておりますので、この点をしっかり今後地域自立支援協議会を作られてやっていくということなんで、その協議会に期待をしていきたいと思っております。

また、重複障がいの場合にも、大変難しい問題を抱えてると思えます。この点もぜひ十分に検討していただきたいというふうに要望しておきます。

民生委員の適正配置につきましては、いろんな市民がいるわけで、特にやっぱり350世帯以上超えるまたはそういう世帯で1人というところが、1箇所じゃないようでありますので、今後とも充分に係行政をお願いをして、市民の公平感が損なわれないようお願いしたいと思いますし、民生委員のやっぱり数が多いほうが、高齢者または市民のサービスに絶対必要なんだと。民生委員の果たす役割は大変重要なんだと、そういう点からも適正配置を望むものであります。よろしくをお願いします。

大分合同で九重町の話が出ておりました。九重の夢大橋ですかね、あれのあれが予想外に増えた。それで、九重だね、はい、九重町でまあ、夢大橋の観客が予想外に増えた。その増えた部分を中学校の卒業するまでの児童生徒の医療費に助成するということが出ておりました。これも1つの少子化対策の中

での新しい取り組みだと思えます。まして、昭和の町で真剣にやられてる。もし、ここで第三者セクター等々の収益が出てきた場合には、少子化対策でこういうことも考えていただければ大変ありがたいなと思って提言をしておきます。

ケーブルテレビにつきましてはあれですけど、税源移譲と定率減税ですがね、確かに理屈に言えば、理屈で言えば所得税と住民税が変わったんで同じだろうと思うんですけども、総務省の試案の中では、やはり数千円ずつ月々に平均的に住民税、所得税が増えるという、総務省の試案も出ておりますので、この点出ているということだけお伝え申し上げて終わります。

議長（菅 健雄君） しばらく休憩いたします。

午後の会議は、13時に再開します。

午後 0時10分 休憩

午後 1時00分 再開

議長（菅 健雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

22番大石忠昭君。

22番（大石忠昭君） 日本共産党の大石忠昭でございます。

昨日は、質問に対する答弁が明確でない点が多々ありましたけれども、今日は、質問の趣旨を正確に認識をされて、市民がわかるように、本当にわかりやすい明確な答弁をされることを冒頭に要求をしておきます。そして質問に入ります。

最初は、国政との関連で、市民の暮らしや福祉を守る問題についてであります。

ご承知のように、自民党、公明党による国の政治の下で、庶民には増税が押し付けられ、その一方では、大企業、大金持ちに大減税という、まさに逆立ち税制が強行され、国民の負担は増加するばかり。多くの市民がこの自民党、公明党政治で困っています。先程も市長は、この定率減税について、市民には非常に申し訳ないということをお認めしました。しかしながらご理解をしてもらいたいということでありましたが、私は、先程も農協組合員も市民なんだと言われたが、豊後高田約2万6,000の市民を守るために、定率減税の廃止による6月からの住民税増税などの中止、そして今後計画されている消費税の増税に反対することを政府に働きかけるべきだと思いますけれども、見解を求めます。

また、社会保障のこれ以上の切捨てを中止をさせ、

充実を図るために、介護保険料や利用料の引き下げ、そしてサービス水準の充実のために、国の負担割合を引き上げるよう政府に働きかけるべきだと思いますけれども、市長の見解を求めます。

また、障がい者の問題、障害者自立法の応益割負担を撤回させること、そして生活困窮者に対しては、生活保護の老齢加算や母子加算を復活させる。母子家庭への児童扶養手当の切り下げを中止させるなど、政府に働きかけるべきだと思いますけれども、市長の見解を明らかにしていただきたいと思います。

次は、敬老祝い品問題についてであります。市報3月号に市長のお詫びの文章が掲載されました。しかし、その文書が不正確な点が随分あることで、市民に次々と不信を買っていますが、そのために、私は3月議会で大事な点を明らかにするよう質問をいたしましたけれども、3月議会でも明確な答弁がありませんでした。よって、今回も何点が質問するものであります。

このお詫びの文書によりますと、市の契約したものと違う粗悪な敬老祝い品が納入され、気がついたあと、正しい品物にすぐ取り替えるように指導し、業者も直ちに取り替えました。と、対処経過を述べていますが、これは事実とまったく違います。業者は、直ちではなく、遅いのは、ようやく2ヶ月遅れで取り替えるという実態です。

しかし、88歳の方の綿毛布のお祝い品については、取り替えた品物は、市が契約した品物とは寸法が小さい品物であります。契約違反の品物を送ったから取り替えたということなんです、その取り替えた品物が寸法が小さい品物、これは契約違反であり、市民には損害をもたらしたことになりますが、この問題について、市長は、いかに対処する考えなのか。

さらに、お詫びの文書では、お祝い品につきましては、70歳2,000円、77歳3,000円、88歳4,000円相当の定価の品物を選定し、市内業者9社を指名し、入札を実施した結果、安値で購入できたものであります。定価より安値で購入できたから問題ないんだが、ということで開き直っておりますけれども、入札に、入札は9社ではなくて、70歳のロマンズ布団、それから77歳のタオルケットについては、5社の入札でした。綿毛布については、それぞれ辞退をしまして、入札に参加された業者は3社だけあります。合併協議会で協議し、決定された予算額は、業者に支払う金額であり、予算

もその金額を議決していました。

そこで明らかにしてほしいのは、なぜ、予算額に見合うような、お祝い品の品物を選定をしなかったのか。品物を選定する段階から、特定業者との癒着があったのではないかと疑いが持たれますが、そういうことはなかったのか。明らかにしていただきたい。

私の調査では、18年度だけじゃなくて、17年度の77歳に送られた祝い品、タオルケットについても、市と契約した品物とはまったく違う粗悪品であることが明らかになり、当時、助役にも現物を見せて調査を申し入れましたし、議会で要求しましたが、昨年の12月議会では、市長が全面的な調査をすることを約束されました。

そして、市の調査の結果、私の指摘どおりに17年度のお祝い品についても、業者の不正であることが明らかになりました。問題は、17年度分については、この間違い分については、一応取り替えたことになってる。88歳用については、取り替えた品物も間違いだという、いま指摘しましたけれども、それはどうするかちゅうのが最初の質問。

今度は、17年度のこの粗悪なタオルケットをもらっている77歳のお年寄りに対しては、どう対処するのか、市民の前に明らかにしていただきたいと思います。

それから、次は、2年度分だけではなくて、この問題になってる業者は、過去も同じような不正行為の疑いが持たれます。旧真玉町や旧豊後高田ですね、その辺、全面的に調査をすべきだと思うんですけど、どうする考えなのか。

それから、もう1点は、今年9月の敬老会のお祝い品についての品目選定や購入金額など、いかに考えてるのかも明らかにしていただきたいと思います。

次は、入札制度の改正についてであります。

資料にあるように、豊後高田市の平成18年度の道路改良工事12件の平均落札率は96.6パーセントです。舗装工事14件の平均落札率は97.42パーセント、建設工事と言えば15件の平均落札率は97.44パーセントと、落札率は、ほとんどの事業が95パーセントを超えています。

落札率の数字をみると、談合の可能性は非常に大きいことを認識し、有効な談合防止対策を講じることが求められていると思います。昨年は、3人の県知事が談合疑惑で逮捕され、全国津々浦々、各地で談合疑惑が発覚し、行政の腐敗が報道されました。

6月13日

そして、ようやく国や県も談合防止対策を打ち出してきましたが、その対策の主流が一般競争入札の適用その枠の拡大であります。ところが、豊後高田市では、なかなかこのような流れの中でも、頑固として一般競争入札の導入を拒否してきました。思い出せば、私はこれまでも何度かこの談合防止対策の一環として、豊後高田においても、一般競争入札を導入するよう要求してきましたけれども、なかなか考えてない、考えてないで拒否してきましたけれども、今年の3月議会でようやく市長も答弁に立ち検討することを明らかにいたしました。

その後、大分県内でも、大分県でも、あるいは県内の各市でも入札制度の改政策に取り組んでいます。豊後高田市では、いつからいかなる改正をする考えなのか、入札制度の改正について市長の見解を求めたいと思います。

次は、子育て支援についてであります。

全国的に子どもの医療費の無料化制度を拡充する自治体が相次いでいます。東京都では、日本共産党や民主団体などの長年の運動が実りまして、この声に押されて、とうとう中学生まで無料化制度を拡大することになりました。

大分県では、昨年の10月から、県の医療費助成を就学前まで一応拡大することになりましたが、その一方で、3歳児未満のこれまで無料であった入院の食事費を有料にしたり、あるいは入院も通院も医療費は1日500円の自己負担を導入をいたしました。これでは、市民の負担が増えるということで、県下の多くの市では、独自の助成策を実施しております。新聞などご承知のように、日田市では、大石昭忠という市長ですけれども、ついに、小学校卒業するまで、この助成制度を拡大することになりました。それから、先程もありましたけれども、九重町では、今年の10月からは、医療費を小学生卒業するまでに拡大するという方針を打ち出しています。

本市でも、せめて、日田市と同じように小学校卒業するまで医療費の無料化を実施をすべきだと思います。当面の措置として、一日も早く就学までの子どもさんたちに対しては、完全無料化を実施をすべきだと思いますけれども、市長の見解を求めます。

次が、障がい者の問題についてであります。

重税問題で多くの市民が本当に困ってるんですけども、障がい者の問題につきましては、やはり、制度を活用すれば、若干所得税や住民税が軽くなる

制度が全国で実施をされております。豊後高田においても、関係者には周知をすると、この前の3月議会では、個人にも直接通知をするという答弁をされておりますけれども、本当に対象者全員に対して通知をして、この手続きが周知できるようにすべきだと思いますけれども、改めて市の取組状況、見解を求めたいと思います。

次は、乗合タクシーについてであります。

昨年の10月から実施をされておりますけれども、若干、今年の5月からは、路線の変更あるいは料金の変更などを実施をしましたけれども、それでも多くの住民からいろいろとまだこう変えてほしいという要望事項がたくさんあります。

よって、私は第1に質問したいのは、県が今度の6月の定例議会において、補正予算を組むことになりましたけれども、コミュニティバスに対する助成金をつけると、こういう予算が提案されます。

で、よって、これはうちの場合は乗合タクシーですけれども、事業の趣旨としては、同じ趣旨ですから、乗合タクシーでも活用できると思うんですけれども、調べてみますと、いわゆる旧豊後高田市で言うならば、旧真玉、香々地の分のコミュニティバス、乗合タクシーの経費に充てられるということなんです。実は、先日、昭和の日の記念式典で、佐々木県議が来賓挨拶をしておりましたけれども、その中で、自慢話的に、高齢化してしまったと、このお年寄りの足を確保するために市長に聞いてみたら、バス会社に1,900万円補助金出してはくれるけれども、これじゃ足らんと。私が何とかして県からもう1,000万円もらうことになったと。これはできることになりましたという趣旨の挨拶をしておりましたわね。1,000万はないようですけれども、若干補助金をもらいますので、何とか利用料金の引き下げとか、あるいは運行時間、運行回数を増やす問題などなど、住民の要望に応じて、住民のサービスが充実できるように、この見直し改善を図るべきだと思いますけれども、市長の見解を求めます。

それから、具体的な問題ではですね、5月から利用料が200円に下がって、その点では喜ばれておりますし、資料に出されておりますように、利用者も5月のほうが若干増えてきております。まだもっと増えてくると思うんですけれども、問題はですね、運行時間の変更がやられたために、同じ豊後高田市内に温泉がありますけれども、旧香々地の夷温泉は、この乗合タクシーを使って利用できない状

況であります。

もともと夷温泉については、旧香々地町時代には、温泉バスというのを運行していました。合併した後も運行していました。その後乗合タクシーに変わったら、往復600円なることから利用者が減りましたけれども、今度、ダイヤの改定によって、どんな方法をとっても、これでは高齢者が乗合タクシーを利用して温泉には行けないダイヤになっています。

ちなみに花いろはどうか。真玉温泉はどうかも調べてみましたけれども、これは、どちらも使えるようですね。使いようによっては使えるようです。でも、真玉温泉についても、もう一本増やさないと充分ではないようですね。

よって、こういう点についても、本当にお年寄りの足を確保する公共の交通手段とするならば、やはり、温泉問題というのは大事な問題だと思うんです。元々旧香々地時代には、その専用のバスがあったくらいですから、無料とは言えませんが、せめて、運行回数を増やすようにしなければ、せっかく乗合タクシーができたけれども、夷温泉などはまったく利用できない状況になっている。このことを改める考えがあるのかどうなのか、見解を求めます。

最後に、選挙の投票所のことについてであります。

この前から、投票所を統廃合して、箇所が少なくなりまして、これ問題ではないかと指摘しましたけれども、調べてみまして、合併後、旧上真玉と白野の選挙投票所は、公民館の畳部屋を使用しているために土足で投票できない状況があることがわかりました。旧豊後高田市時代にも同じような状況がありましたけれども、私これ議会で問題にしたことがありまして、シートを敷いて、ちょうどこの参議院選挙などというのは、田植えの時期でもありますから、農家の皆さんが土足のままどんどん上がれるようにと、そういうことをやった経緯があります。で、合併しました新しい市の中で、いまだにこの畳部屋で履物を脱ぎ替えなければならないのは、この2箇所だけありますので、市民の公平の立場からですね、ここにもシートを用意をして、土足で投票できるようにすべきだと思いますけれども、見解を求め、最初の質問を終わりたいと思います。

議長（菅 健雄君） 市長永松博文君。

市長（永松博文君） 大石議員の国政との関連の中の税に関するご質問についてお答えいたします。

定率減税につきましては、先程土谷議員にご答弁申し上げましたように、平成17年度と平成18年

度の税制改正で段階的に廃止されたものであります。

今回の定率減税廃止により、納税者の方々には、住民税の負担が増加することになりますが、土谷議員にも申し上げましたように、政府の決定した施策の結果として受け止めたいと思っておりますのでご理解を願いたいと思います。

その他のご質問に関しましては、担当課長に答弁させます。

以上です。

議長（菅 健雄君） 保険年金課長尾造正直君。

保険年金課長（尾造正直君） それでは、大石議員の国政との関連問題、介護保険料関係の質問についてお答えします。

介護保険料などについては、現行制度に基づき実施してまいりたいと考えております。

国への働きかけにつきましては、全国市長会より、介護給付費負担金についての各保険者に対する給付費の25パーセントを確実に配分し、現行の調整交付金は別枠化することを要望しているところであります。今後も市長会等を通じて、介護保険制度の円滑な運営を図るため、充分な財政措置を講じるよう国へ要望してまいりたいと思っております。

以上であります。

議長（菅 健雄君） 福祉事務所長大園栄治君。

福祉事務所長（大園栄治君） 大石議員の国政との関連問題についての内、福祉に関する質問にお答えいたします。

障害者自立支援法の応益負担や生活保護の加算、児童扶養手当につきましては困難であります。障害者施策における利用者負担の軽減につきましては、市長会を通じ、働きかけを行っておりますのでご理解のほどお願いいたします。

次に、敬老祝い品のご質問についてお答えいたします。

敬老祝い品問題につきましては、お年寄りや関係者の皆様にご迷惑をおかけしてきましたが、顧問弁護士との協議の結果、事件の再発防止と真相究明を図るため、5月21日、市内新地2277番地、中尾武昭氏を詐欺等の被疑事実により、豊後高田警察署に告訴しました。今後は、警察により事件が解明されると考えております。

まず、平成18年度祝い品の選定等につきましては、先の定例会でも答弁いたしました。大分市内の大型店で商品調査を行い、70歳祝い品、定価3,000円の肌かけ布団、77歳祝い品、定価4,8

6月13日

00円のタオルケット、88歳6,800円の綿毛布を選定し、指名競争入札を実施した結果であります。

納入検査につきましては、事前に現物検査を実施したにもかかわらず、祝い品配布後、入札参加業者より、祝い品が間違っていると通報があり、調査をした結果、70歳、88歳の祝い品が市の指定したものと違うことが判明し、取り替え作業を実施したところでございます。

議員ご質問の取り替え対応につきましては、先の定例会でも答弁いたしましたように、祝い品ですので、早急に配送すべきと判断したものでございます。

次に、平成17年度祝い品問題の対応につきましては、現在、詐欺容疑で告訴し、捜査中でありますのでご理解をいただきたいと思っております。

次に、過去に遡っての当該業者の祝い品納入状況につきましては、平成16年度は、旧豊後高田市で祝い品の納入はありません。旧真玉町で、金婚式祝い品、夫婦湯呑みセット、平成15年度は、旧豊後高田市で、87歳の祝い品、汗取り敷きパット及び88歳の祝い品、夫婦茶碗セット、旧真玉町で金婚式の祝い品、夫婦湯呑みセット、ミニ傘、それから、平成14年度は、旧豊後高田市で、80歳以上の祝い品、夫婦汁茶碗セット、旧真玉町で、素湯めぐりセット及び金婚式祝い品、夫婦湯呑みセット、平成13年度は、旧真玉町で金婚式祝い品、夫婦湯呑みセットを納入しております。

次に、平成19年度祝い品の対応につきましては、先の定例会でも答弁いたしましたように、二度とこのような事件が起きないように、チェック機能の強化を図るとともに、祝い品の購入につきましては、競争入札によることが妥当であると考えております。

次に、障害者控除のご質問についてお答えいたします。

議員ご案内のとおり、所得税につきましては昭和45年、住民税につきましては昭和46年の税制改正によりまして、寝たきりの方に加え、精神または身体に障がいのある65歳以上の者で、その障がいの程度が従前より障害者控除の対象とされている知的障がい者または身体障がい者に準じるものとして、市長の認定を受けている者も障害者控除の適用対象とされたところであります。今回、制度の周知徹底を図るため、介護保険の要介護者認定者の内、障害者手帳等をお持ちでない方に対し、認定申請について通知をしたところであります。

以上でございます。

議長（菅 健雄君） 建設課長奥田秀穂君。

建設課長（奥田秀穂君） 入札制度の改正についてのご質問にお答えいたします。

一般競争入札制度につきましては、競争性、透明性を高めることで談合防止に有効であります。制度の導入にあたりましては、地域産業の育成にも配慮しつつ、競争性の確保を図らなければならないと考えております。今後、国、県の動向を踏まえ、県内他市の対応状況を見ながら、一般競争入札制度の導入とその要件等について検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（菅 健雄君） 子育て・健康推進課長安東良介君。

子育て・健康推進課長（安東良介君） 大石議員の子育て支援についてお答えします。

子育て支援は本市の重要な施策であり、常日より各種事業の推進に鋭意努めているところでございます。

本市の乳幼児医療費助成制度につきましては、先の定例会でご答弁いたしましたように、大分県が新たな子育て支援策として制度改正したことに伴い導入したものであります。これにつきましては、一部自己負担金が生じるものの、全体的には対象者の拡大が図られ、子育てをされている家庭にとりまして、本制度が旧制度に比べてより以上の経済的支援につながるものであると理解しております。

なお、他市において、独自の助成を上乘せしている場合もございますが、現行の本市の制度は、昨年10月に改正したばかりであり、今後、対象者にとりまして、どのような助成効果があるのか等を見極めながら、事業の推移を見守りたいと考えているところでございます。したがって、現時点では、大分県の助成要綱に沿った形での対応をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（菅 健雄君） プロジェクト推進課長中嶋栄治君。

プロジェクト推進課長（中嶋栄治君） 乗合タクシーに関する質問についてお答えを申し上げます。

県の助成につきましては、従前からありました廃止代替路線に対する補助を含めて、新たにコミュニティバスの運行支援として、現在、県において事業の調整が行われているとお聞きしておりますが、具

体的な内容は示されておりません。

また、利用料金の引き下げ、運行時間等の拡充につきましても、利用者のご意見、ご要望を踏まえ、従前の県の廃止代替路線の補助金等を加味する中で、本年5月に改定を行ったところであり、現時点において、見直すことは考えておりません。

次に、夷谷温泉への接続についてであります。ご案内のとおり、市民乗合タクシーにつきましては、各地域と旧町村の中心部を結び、買物、通院等の日常生活の移動手段を確保するための交通体系として、運行時間等を含め、地域公共交通会議において、協議調整を行い運行しているものであります。

温泉の利用が主体となる運行は、現在のところ行っておりません。

以上でございます。

議長（菅 健雄君） 選挙管理委員会事務局長安東道男君。

選挙管理委員会事務局長（安東道男君） 投票所についてお答えします。

ご質問の豊敷きの投票所における土足の問題でございますが、豊の上に土足で上がるということに対しまして、住民の方々の抵抗感があるということなどで、これまで靴を脱いで投票していただいていたと考えているところでございます。

議員ご指摘のように、投票しやすい環境整備ということは、もちろん必要であると思っております。そういう面で利用している地区の方々とも相談し、どちらがよいか検討してまいりたいと思っております。

議長（菅 健雄君） 22番大石忠昭君。

22番（大石忠昭君） 再質問を行います。

最初に国の政治との関連の問題ですけれども、市長は、全体のこの私の質問に対して、ただ、定率減税の問題しか答弁をしませんでしたけれども、そのことについてもまったく不十分な答弁であります。これでは市民の皆さんは絶対納得できないと思っております。

よって、もう1回市長にお尋ねをしますけれども、定率減税が去年半分廃止、今年度分で全面廃止になりまして、高田では8,600万円の増税です。2年前に比べてみますとね。で、市長は、この増税で市民の困ることは認めておられるけれども、もう国で決まったんだから仕方がないと。もう上に向かっては、唾は吐けないと、物も言えないと、これでは、市民は困るんですよ。あの障がい者の問題についても、障害者自立支援法が決まり、障がい者が利用した場

合には、原則1割の自己負担になりましたけれども、これは障がい者団体を中心に関係者の大きな国民運動が起こり、とうとう国の政治を変えてですね、あれだけの予算をつけることになったわけなんです。で、1回決まったからと、悪いことは、国民の皆さんの運動で変えていくのがこれが政治なんです。政治家の仕事でしょう。市長が、重税で市民が困っているというならば、それを変えてくれという働きかけをするのが市長の仕事じゃないんですか。働きかける意思がないのかもう1回聞きます。

それから、次の社会保障制度の後退の問題で、先程担当課長が聞きもしないことを答弁しました。国の制度でいくんだと。いくかいかんか聞いているんじゃないんですよ。この際、長い目で見ると、介護保険の問題にしてもそうでしょう。元々国が50パーセント出し、県と市が25パーセントずつやってる事業が、半分に減らしてしまって、あと住民負担に変わってきて、介護保険料など新たに取られるようになったわけでしょう。だから、負担を減らしてくれというのは、多くの国民の願いなんです。国民の声に応える、永松市長は豊後高田市民の声に応えて政治をするのが、あなたの仕事じゃないですか。担当課長に答弁させるんじゃないかと、あなたの意思を市民の前に明らかにしてください。働きかけるべきじゃないんですか。できるか、できんかはね、それは国のすることですよ。しかし、市民を守れというのはあなたの仕事じゃないんですか。

次の、その障がい者の問題や生活保護者の問題や母子家庭の問題でも同じですよ。本当にね、生活困窮者の立場に立つんならば、国の政治を大本から変えない限り市民を守れないんですよ。そういう立場をあなたにはないんですか。昭和の町、昭和の町も結構ですけれども、もっと全体、市民の暮らしや福祉を守る立場にたってもらいたいと思うんですが、どうなんでしょうか。市長の明確な答弁を求めます。

次は、敬老祝い品の問題で、また、課長から答弁がありましたけれども、これでは不十分であります。私の最初の質問に明確に答えさせてもらえませんか、議長。もう1回整理をしますと、最初は、88歳の品物を、もう市の契約したものと違うものが配られておったわけでしょう。気がついたから、替えると言ったと。しかし、お祝い品だから、急ぐから、いや違う品物でいいんだということ認めたちゅうわけでしょう。市長に聞きたいんですよ、こんなことが認められるんですか、一課長の権限で。契約

6月13日

違反をしたから正すと言いながら、実際には、またね、違う品物いわゆる粗悪な品物を入れて、それで、品物が揃わんからそれで済むんですか。行政マンとして、それが許されることなんですか。これではつきりしなければ、私は議会が終わり次第、住民監査請求をしたいと思っておりますけどね、市長、これがよいんですか。一課長のこんなことをしたことを、あなたは認めるんですか。市民は、損害を受けてるんですよ。

だって、いま配られてるものならば、前の年は、1,400円で納入されています。今度はいくらですか。1,732円ですかね。高く買った品物が、前の年と同じ品物になるちゃどうということなんですか。大きな市は損害を受けたということじゃないんですか。明確にしてください。

それからね、このことで何が問題かというのは、前の年と同じ品物をお祝い品で配るんならば、ね、1,400円で買ったんですよ。ところが全然違う品物になった、寸法が大きい品物になったために、何人もの業者が、うちの問屋では、うちの扱問屋では、そういう製品がないということですね、市に去年と同じ品物ではどうかというように要求してるでしょう。あなた方は、それじゃ悪いと。あくまでも、指定したように、大きい品物じゃないと悪いということで突っぱねたわけですよ。だから何人もの業者が入札を辞退したんですよ。残ったのはたったの3業者でしょう。3業者で落札したのが、先程の、宗印刷の中尾さんですよ。ところが、品物はそれが揃わんから、去年と同じ品物でいい、これどうということなんですか。入札に参加できなかった業者に対しても大きな損害与えたことになりませんか。このことを市長どう考えますか。

それから、次が合併協議会で2,000円、3,000円、4,000円の品物を贈るということを決めまして予算を組みましたわね。この予算を全額使ったとしても、合併する前に比べたら約半分の予算なんですよ。予算を半分に削りながら、しかも贈った品物をまたその半分以下と。これじゃ、合併していいことは一つもないと、香々地の人や、真玉の人が意見を述べるのは当然のことですよ。そうでしょう。ところが、何か最初、大分の大型店に行って調べてきて云々と言うけれども、どうということなんですか、トキ八ということなんですが、そんなことを私聞いてないですよ。

合併協議会で決めたように、70歳には2,00

0円の品物、77歳には3,000円、88歳には4,000円の品物ですよ。4,000円の品物というのは、これまでのあの合併協議会の協議を聞いてみたら、市が業者に払う金額のことでしょう。それで予算組んだんでしょ。ね、それに見合うような品物で選定しなかったかという質問なんですよ、これは。答えてないじゃないですか。トキ八に行ったか、行かんか聞いてるんじゃないんですよ。

それから、次が17年度に贈られたタオルケットですね。これをこの前、市長に品物突きつけましたけれども、いかに粗悪品であるかということが市長自身が目の当たりにしたと思うんですよ。大きな損害を受けてるわけでしょう。これ業者を告発したから済む問題じゃないんですよ。ね、お祝い品で急ぐというならば、あなた方調べた結果まだ34人については、そのまま梱包したまま残っておったわけでしょう。追加の何か品物をあげるなり、詫び状を出すなり、何らかしないと、あなた方調査をしたけれども、その後何にもないということが住民の不満の声なんですよ。去年の品物どうするんですか。いつまでにどうするのか明らかにしてください。

次が、この2年間だけじゃなくて、前にも同じ業者でいろいろと品物を納入していることを先程認めました。私は、納入しているか、いないかということ聞いたんじゃないんです。それは調べてわかってるんです。そのことが不正がなかったかどうか、同じような詐欺行為がなかったのか、調査をすべきではないかという質問してるんですよ。これに答えてないじゃないですか。市長、これで調査をしないということなら、私が指摘してるように業者との癒着ということになるんですよ。あなたは、詐欺未遂まで告訴したんですよ。詐欺じゃないんです。詐欺未遂行為まで告訴したんです。ならばね、その以前のわかる範囲についても、同じような詐欺行為はなかったのか、調査をする責任があるんじゃないですか。調査するのかどうか市民の前に明らかにしてください。

それから、談合防止対策についてね、課長が答弁しましたけれども、もうこれもですね、何か県がやったら、よその市がやったら、少し真似してどうかしようという程度のことですよ。そうじゃないでしょう。いままでは、入札指名委員会の委員長である助役が、うちはできん、できんみたいな答弁しておったけれども、3月の議会ではね、市長が何とか、前向きに検討する趣旨の答弁をしてるんです

よ。

宮崎県ではね、新しい県知事に替わりまして、あの談合問題が大きな問題になって、新しい知事ができましたけれども、05年度の県発注工事の平均落札率が96.6パーセントあったんですよ。ところがね、今年度この何ヶ月間の調査をしてみますと、15ポイント下がったんですよ。96.6から81.6パーセントまで入札率が下がってます。大きな成果上げてるんですよ。

全国オンブズマンでも、95パーセント以上の落札率は、これは談合があるとみてもよいんだなってますね。よって、大分県内でも、佐伯市や、この5月から別府市でも95パーセント以上の高落札率の入札については、一旦この落札決定を保留をして、業者に対してですね、公正な競争がなされたかどうかを調査する高落札率入札調査制度というのが導入されることになっています。その他の市でも検討してるところが何市かあるようですけれども、ただ、私が聞きたいのは、入札改善というのは、一般競争入札を導入するだけじゃなくて、談合が明らかになった場合は、罰則制度も、入札停止の期間を長くするなど、そういうことも含めていろいろと方策を講じるべきじゃないんですか。

市長が昭和の町に力を入れるぐらいですね、こういう問題についても、県下に先駆けてやるような意思はないんですか。県がやったら、国がやったら、動向見ながら云々ちゅう程度じゃなくて、もう宮崎県などで成果上げてます。長野県なんか、もっと成果上がってますね。市長の見解をもう一度聞きます。

それから、子育て支援について、まあ、毎回同じ答弁を繰り返してるんですが、そのことを、そんなことを聞くために答弁してるんじゃないんですよ。ね。せめてそういうことに踏み切れないかちゅうのは、市長答えられないんですか。市長が答える、政治問題ですよ。私が調査をしてみましたらですね、県下14市ありますけれども、日田市では、小学校6年生までね、それから小学校に入るまでの食事代を含めて完全無料にしておるところが津久見、竹田、豊後大野ですよ。医療費だけでもですね、小学校に入るまで無料にしてるのは、中津、由布市ですよ。新しくできた由布市もそうです。それから、3歳未満児については、別府、佐伯、杵築です。全然まだですね、県の要綱どおりでやってるのは、高田と宇佐と国東と臼杵、そして大分です。しかしながら、大分は10月から3歳未満児の無料化制度に拡大する

ことになりました。

よってですね、残るのはね、4つになったんですよ。今朝の新聞でわかるように、臼杵市もいよいよこれを実施するということを発表しました。3市になってしまいました。とうとう豊後高田市1市に残るまで、これをほっとくというんですか。市長が、子育て支援をやるというんならば、この子育てで一番困るのは、この医療費の経済的負担なんですよ。このことを理解できてるんでしょうか、市長。たいした予算じゃなくて、予算があるかないかじゃなくて、市長のやる気の問題です。この問題、市長の明確な答弁をお願いしたいと思います。

せめてね、3歳までの無料化ができないのか、就学前までの無料化ができないのか。段階的でもいいですからね。県の要綱どおりでやってるのはもう3市になりましたので、それじゃあ市民は納得できないと思うんですが、どうなんですか。他なことについてはですね、豊後高田では、例えば、幼稚園の授業料にしても、保育園の授業料にしてもですね、国の基準じゃないんですよ。25パーセント引きしたり、国がやっていない、市独自の軽減策を高額所得者にもつけたり、こういうことやってるんですよ。予算がないんじゃないでしょう。やる気の問題なんですよ。明確にしてください。

それから、障がい者については、通知をしましたといいましたが、通知が遅すぎるんじゃないんですか。いつ通知をしたんですか。それから何人に通知をしたんですか。いうならば、いま現在の対象者が何人おるのか。あまりにも通知をした数が少ないんじゃないですか。

原則的には、要介護の方でね、要介護の方、ここに資料が出されておるような数字です、これだけあります。それで、介護保険料の段階では4段階以上の方は全部通知をすべきだと思うんですけども、その辺どうなんでしょうか。

それから、タクシーについてですね、県の助成については、具体的内容がわからないということなんですけれども、私どもわかってるのは、今回の県議会に7,500万円の補助金が提案されます。高田については、佐々木県議が言うような1,000万じゃないようです。数百万のようですけれども、新たに数百万円、当てにできなかった補助金が入ることは間違いありません。

よってですね、これまでは、バスだけでも、大分交通のバスだけでも年間1,900万円も負担して

6月13日

おったんですよ。これがまだ今度の乗合タクシーに替えることによって、何百万円という金が浮きましたね。それから、患者輸送車や温泉バスについての経費も完全浮きましたから、予算的にみればですね、乗合タクシーに替えたほうが随分市は助かってるわけでしょう。だからよって、これを拡充すると。もっと住民の声にこえて、真玉温泉にも、夷温泉にも、乗合タクシーで入れるようにね、あるいは病院についても、買い物についても、もっともっと有効利用できるように回数を増やす、料金も引き下げるなど、検討すべきだと思いますが、全面的な検討するのかどうか、市長の見解を求めます。

以上です。

議長（菅 健雄君） しばらく休憩いたします。

午後 1時51分 休憩

午後 2時00分 再開

議長（菅 健雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

市長永松博文君。

市長（永松博文君） それでは、再質問についてお答えいたします。

まず、国政についての3点については、先程私または課長がご答弁したとおりであります。

それから、次に敬老祝い品についてでございますけれども、まず、入札した製品そのものがなくて課長が勝手にしたのは、おかしいんじゃないかというお話であります。まさに落札した品物がないということの中で、そういうものをするということはいいいことではないと思っております。しかしながら、祝い品でやはり早急に対応すると、そういうことがまず第一だということであれば、私はそういうことを理解し、一応これは、何とかその、そのときの対応としては、やむを得なかったものというふうに理解しております。

それから、祝い品の16年度以前のことに、調べるかということで、過去のことを調査しようということでございますけれども、もう現在告訴している状態でありまして、これをそれ以前のことを調査する気持ちはありません。調査をいたしません。

それから、入札制度の話でありますけれども、確かに先般も一般競争入札というのは、これ社会の流れであるということは、私もそういうふうにお話ししたと思います。ここの中で、ちょうどこれは、西日本新聞が出しているところの中で、大分市のことを書いておりますけれども、ここ読み上げますと、

一般競争入札は透明性が高まる反面、地場の中小企業を圧迫する恐れも指摘され、各自治体は、地元を置く業者を優先する地域要件などを設けた上で、適正な競争を確保したい。これは大分市となっております。

そういうことの中で、土木建築部長の話の中でも、大雨が降ったときに、災害とかそういうものをしてくれるのは、やはり地元ではないかと。そういうものをやはり考えなきゃならんのではないかと。それと同時に、もう一つは、大分県、これは豊後高田にも言えることですが、建設業での雇用も結構あると、そういうものをどういうふうに評価するかと、そういうものの中で、一般競争入札というものをどういうふうにするかという、非常に問題があるということは事実であります。しかしながら、透明性という問題は、非常に大きな問題ですので、これを、一番いいのは、業者の方々が談合をしないというのが一番いいわけでありまして。豊後高田市の建設業者の方々が談合せんでいただければ一番ありがたい。してるかしとらんかも私、わかりませんけれども、ただ、全国の状況を見ると、やはり談合してるということをお知らせを得ないんで、まあ豊後高田はしてないということの中で、そういうことをやっていただければ非常にいいと思っております。

しかしながら、こういうようなことも考えながら、やっぱり一般競争入札をどういうふうに取り入れているかということは、私どもも検討しなきゃならんと思っております。

それから、乗合タクシーの件でありますけれども、この件につきましては、私どもいかにして、効率的に皆さん方に交通の便を図るかということで、元々真玉と香々地には、乗合バスはありませんでした。そういうものの中で、これから全体的なものとしてこの乗合タクシーということで節約をし、それを市全体の中で振り向けるということでやっております。

現に、私どもおよそ300万がたぶん、国見から高田までのあの乗合バスが300万ぐらいの補助金だったと思います。あと、1,500万ぐらい、1,500万か1,600万、そこ辺の問題です。それが乗合タクシーであります。

こういうような制度を、乗合タクシーをやっているのは、いま、県下では私どもだけであります。他のところは、そういうふうに、バスの補助金というものをを出してるところは、県南ではあまりなかったと聞いてます。

そういう面で、子どもとしては、この乗合タクシーは、やはり自慢になる制度だと思っております。この中で、県がそういうものに対して補助金を出すとすれば、子どもとしてはこの1,900万、約1,900万の内金としてやっていきたいと思っておりますし、現実の問題として、分権という話になりますけれども、全部これは分権分財ということの中で、財政的なものも各市町村にやるということになります。そうしますと、これで、その分財でいけるのは大きな市だけで、豊後高田を始めとする小さな市は、いま、交付税は減ってる、税収は少ない。そして、いま、各市ともに、共通なもので負担もそういうものは全部一緒にしようといったってできるはずがないわけでありまして。そこら辺のものをどう工夫しながら、市民の方々に満足していただけるかという、そういうような行政をしていかなければならんと思っております。

そういう面で、できるだけ市民の方々に、不満のないようなことでやっていきたいということはございます。

そういうことで、トータルとしてのご回答をし、あと、担当課長で足りないものは補足の回答させていただきたいと思っております。

以上でございます。

議長（菅 健雄君） 福祉事務所長大園栄治君。

福祉事務所長（大園栄治君） 大石議員の再質問にお答えをいたします。

平成17年度の祝い品問題についてでございますが、先程も答弁をいたしました。敬老祝い品は、高齢者福祉行政の要の一つであります。中尾氏の行為は、市民の感情を逆撫でするとともに、市行政の信用失墜をさせる背信行為として、事件の再発防止、真相解明を求めるために、平成18年の詐欺未遂、平成17年の詐欺容疑ということで、告訴をいたしました。現在、真相解明に向け捜査中でございますのでご理解をいただきたいと思っております。

また、祝い品の選定問題につきましては、70歳2,000円、77歳3,000円、88歳4,000円という合併協議会での踏まえまして、商品の選定を行い、競争入札を実施したところでございますのでご理解をいただきたいと思っております。

次に、障害者控除認定についてお答えをいたします。

対象者につきましては、要介護認定者1,249名、障害者手帳の所有者が453名ということで、

残りの796名に6月の11日障害者控除対象者認定申請についてのお知らせ文書と障害者控除対象者認定申請書を同封し、送付をしたところでございますのでよろしくお願いいたします。

以上でございます。

議長（菅 健雄君） 子育て・健康推進課長安東良介君。

子育て・健康推進課長（安東良介君） 大石議員の再質問にお答えします。

乳幼児医療費の助成についてでございますが、本市におきましては、昨年10月の制度改正から、本年3月までの助成実績を基に試算いたしますと、制度改正による助成額は、年間でおよそ910万円の増額が見込まれます。このように、改正されました乳幼児医療費助成事業は、子育てをされている家庭の経済的支援の拡大につながるものであると認識いたしております。

したがって、改正制度が10月に施行したばかりでもあることから、現時点では、大分県の助成要綱に沿った形での対応をしてみたいということでございます。

以上でございます。

議長（菅 健雄君） 22番大石忠昭君。

22番（大石忠昭君） 再質問の答弁もやっぱり趣旨に答えてないんでね、非常に残念です。時間がありませんけどもね、どうしても1点だけ、いまの敬老祝い品の問題でね、市長88歳の18年度分について、市の契約したものと違う品物を最初配ったわけよ。これ改めさせるとしてまた配ったけど、また間違ってるわけよ。間違いを認めたわけよ。あなたはね。だから、早急に対処する、そういう方法しかなかったということでしょう。

私は言ってるのはね、元々ないものを入札したんではないかという指摘なんです。だから、それぞれ辞退をしまして、3社しか残らなかった。残った業者は違う品物入れたと。だから、その品物の指定そのものが問題ではなかったかという指摘、これ答えられますか。

だから、業者にも損害与えたんですよ。業者が入札辞退したんですよ。ね。なんでね、あとの品物を変えてないのに、その綿毛布、西川の綿毛布、これまでやったら、140×200で前は、前の年は1,400円で落としたんですよ。7社で入札した結果1,400円で落ちたものなんです。それをわざわざ150×200と変えたんですよ。その業者

6月13日

がみんな150×200という品物ないじゃないかと指摘したんですよ。あるんだ、あるんだということで入札させたわけよね。そしたら、140×200の品物しか入れてないじゃないですか、ね。また、変わったけど、また同じものなんです。何回変えても同じもの。だから、元々ないものを入札したということにもなるのか、どうなのかということなんだ。だから、業者と癒着があって、そして、同じ品物でありながら1,400円が1,732円に上がってるんですよ。市民に損害を与えたことになるでしょう。予算はこれ4,000円あったんです。4,000円あったが、4,000円の内1,732円だから安いじゃないかと、市報では、安いじゃないかと書いてる。そうじゃないじゃないかとね。元々安い品物を入札しちよるじゃないかと。その辺どう認めますか。

だから、よってね、これは、市民に損害を与えたんだから、何らかの方法取らんとおかしいんじゃないですか。ね。これは、告訴の問題と違う。市の入札、品物選定したのに間違いがあったんじゃないですか。なぜ去年と同じ物にしなかったんですか、これだけ。あとのものは同じでしょう。明らかにしてください。業者の癒着があったんでしょう、ここから。私の調査では。

議長(菅 健雄君) こっち簡単な答弁があれば、それで終わります。

( 22番(大石忠昭君) 是正せんでこれ認めたわけいかんでしょうが。市長が容認したから問題なんです。容認できないでしょう、これは )

(「ぱっぱっぱつとやっちくれよ」の声あり)

( 22番(大石忠昭君) いや、再答弁で市長が答えたんだから、もう1回市長答えてください。その点について。市長が答えたから、私質問したんですよ。)

議長(菅 健雄君) 福祉事務所長大園栄治君。

( 22番(大石忠昭君) 議長おかしいですよ。市長の再答弁に質問したんですよ。なぜ答えさせんですか。おかしいじゃないな。)

福祉事務所長(大園栄治君) 大石議員のご質問に答弁いたします。議員の指摘のようなことはありませんでしたのでご理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

( 22番(大石忠昭君) 市長が容認することがおかしいじゃないかちゅうことを言ってるわけですよ。それ市長に答えさせんですか、議長。おかしい

んじゃないんかえ、議長そんなことも答えきらんか。)

議長(菅 健雄君) 申し合わせの時間が超えましたので、これにて一般質問を終結いたします。

( 22番(大石忠昭君) 時間の問題じゃないですよ。議長の権限でやらせよ。おかしいじゃねえな。)

議長(菅 健雄君) 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

( 22番(大石忠昭君) 終了してないですよ。市民の疑惑は解けてない。)

議長(菅 健雄君) 明日から6月19日まで休会し、各委員会において付託案件の審査をお願いいたします。

次の本会議は、会議規則第9条第2項の規定により、会議時間を1時間繰り上げ、6月20日午前9時に再開し、各委員長の報告を求め、質疑、討論、採決を行います。

なお、討論の通告は、6月18日、午後5時までに提出願います。

本日はこれにて散会いたします。

午後 2時16分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

豊後高田市議会議長 菅 健 雄

豊後高田市議会議員 山 田 秀 夫

〃 松 本 博 彰